

問題 001 | 目的・用語・法体系

消防法の目的として最も適切なものはどれか。

ア．火災を予防・警戒・鎮圧し、生命・身体・財産を火災から保護するとともに、災害被害の軽減や傷病者搬送を通じて公共の福祉の増進に資すること。

イ．消防用設備等の製造業者の営業許可制度を全国一律に定めること。

ウ．建築物の耐震設計基準だけを定め、地震による倒壊を防止すること。

エ．消防職員の採用試験と人事制度のみを定めること。

答え・4肢解説

正答：ア．火災を予防・警戒・鎮圧し、生命・身体・財産を火災から保護するとともに、災害被害の軽減や傷病者搬送を通じて公共の福祉の増進に資すること。

ア：消防法第1条は、火災対策だけでなく災害被害の軽減や傷病者の適切な搬送まで含めて目的を定めている。

イ：消防法の目的は営業許可制度の統一ではない。

ウ：耐震設計だけを対象にする法律ではない。

エ：消防職員の人事制度だけを目的とするものではない。

総合解説：目的条文は「火災の予防・警戒・鎮圧」「生命・身体・財産の保護」「災害被害の軽減」「傷病者の適切な搬送」を一体として押さえる。

問題 002 | 目的・用語・法体系

消防法上の「防火対象物」の説明として正しいものはどれか。

ア．建築基準法上の建築物だけをいう。

イ．山林、舟車、係留された船舶、建築物その他の工作物またはこれらに属する物をいう。

ウ．消防署が所有する建築物だけをいう。

エ．火災が現に発生している物件だけをいう。

答え・4肢解説

正答：イ．山林、舟車、係留された船舶、建築物その他の工作物またはこれらに属する物をいう。

ア：防火対象物は建築物だけに限られない。

イ：消防法第2条は、防火対象物を山林、舟車、一定の船舶、建築物その他の工作物等として定義している。

ウ：所有主体で限定されない。

エ：火災発生中かどうかは定義要件ではない。

総合解説：「防火対象物」は日常語より広く、建築物以外の山林や舟車なども含む点が重要である。

問題 003 | 目的・用語・法体系

消防法上、「消防対象物」と「防火対象物」の関係として最も適切なものはどれか。
ア．両者は完全に同じ定義であり、用語だけが異なる。
イ．防火対象物の方が必ず広く、消防対象物は建築物に限られる。
ウ．消防対象物は、防火対象物の範囲に加えて「物件」も含むため、定義上より広い概念である。
エ．消防対象物は消防署の施設、防火対象物は民間施設を意味する。

答え・4肢解説

正答：ウ．消防対象物は、防火対象物の範囲に加えて「物件」も含むため、定義上より広い概念である。
ア：両者の定義には差がある。
イ：関係が逆であり、消防対象物は建築物に限定されない。
ウ：消防法第2条では消防対象物に「物件」が含まれ、防火対象物より広い定義となっている。
エ：公私の所有区分で分ける用語ではない。
総合解説：類似語は条文上の定義で区別する。消防対象物には一般の「物件」が含まれることがポイントである。

問題 004 | 目的・用語・法体系

消防法上の「関係者」に含まれる者の組合せとして正しいものはどれか。
ア．設計者・施工者・製造者
イ．消防長・消防署長・消防吏員
ウ．建築主事・指定確認検査機関・消防設備士
エ．所有者・管理者・占有者

答え・4肢解説

正答：エ．所有者・管理者・占有者
ア：これらは関係者の法定定義そのものではない。
イ：行政側の職名であり、関係者の定義ではない。
ウ：いずれも関係者の三分類ではない。
エ：消防法第2条の関係者は、所有者、管理者または占有者をいう。
総合解説：関係者は「所有者・管理者・占有者」の3者。テナント等の占有者も含み得る。

問題 005 | 目的・用語・法体系

消防法令の階層関係として適切な説明はどれか。

- ア．法律で基本的な義務を定め、政令や総務省令が法律の委任に基づいて対象・技術基準・手続の詳細を定める。
- イ．消防法施行規則が消防法より上位であり、法律の内容を自由に変更できる。
- ウ．市町村条例だけで消防設備士免状の全国共通制度を廃止できる。
- エ．消防法施行令は民間団体が自主的に定める技術資料である。

答え・4肢解説

正答：ア．法律で基本的な義務を定め、政令や総務省令が法律の委任に基づいて対象・技術基準・手続の詳細を定める。

ア：消防法が基本枠組みを定め、消防法施行令・消防法施行規則が委任事項を具体化する構造である。

イ：省令は法律の委任範囲内で定められる。

ウ：国家資格制度を自治体条例だけで廃止することはできない。

エ：施行令は政令であり、民間資料ではない。

総合解説：試験では「法律→政令→省令・告示」の役割を区別する。具体的な設備の種類や手続は下位法令で詳細化される。

問題 006 | 目的・用語・法体系

消防法上の「消防用設備等」を構成するものとして正しい組合せはどれか。

- ア．消火設備、建築設備、電気通信設備
- イ．消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設
- ウ．防火管理者、消防設備士、危険物取扱者
- エ．消火器、消防車、救急車のみ

答え・4肢解説

正答：イ．消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設

ア：建築設備・電気通信設備一般をまとめた定義ではない。

イ：消防法第17条と消防法施行令は、消防の用に供する設備・消防用水・消火活動上必要な施設を消防用設備等として扱う。

ウ：資格者・人員の分類ではない。

エ：消防用設備等はこれらだけに限定されない。

総合解説：「消防用設備等」は単に設備機器だけではなく、消防用水や消火活動上必要な施設まで含む法令用語である。

問題 007 | 目的・用語・法体系

「特殊消防用設備等」に関する説明として適切なものはどれか。
ア．消防設備士が現場で任意に選べば認定なしで使用できる設備である。
イ．消防法の適用を一切受けない外国製設備をいう。
ウ．通常の消防用設備等に代えて、同等以上の性能を有し、設備等設置維持計画に従って設置・維持するものとして総務大臣の認定を受けた設備等である。
エ．消防署が保有する特殊車両だけをいう。

答え・4肢解説

正答：ウ．通常の消防用設備等に代えて、同等以上の性能を有し、設備等設置維持計画に従って設置・維持するものとして総務大臣の認定を受けた設備等である。
ア：消防設備士の現場判断だけでは特殊消防用設備等にはならない。
イ：外国製かどうかではなく、認定された代替設備等を指す。
ウ：消防法第17条第3項は、同等以上の性能、設備等設置維持計画、総務大臣の認定を要件として代替設備を認めている。
エ：消防車両の分類ではない。
総合解説：特殊消防用設備等は、性能評価と計画に基づく認定制度であり、単なる新型機器という意味ではない。

問題 008 | 目的・用語・法体系

消防法施行令上、「消防の用に供する設備」の基本的な三分類として正しいものはどれか。
ア．給水設備・排水設備・空調設備
イ．消防用水・排煙設備・非常コンセント設備
ウ．防火設備・耐火設備・避雷設備
エ．消火設備・警報設備・避難設備

答え・4肢解説

正答：エ．消火設備・警報設備・避難設備
ア：一般建築設備の分類であり、施行令第7条の三分類ではない。
イ：これらは「消防の用に供する設備」の三分類そのものではない。
ウ：消防法施行令第7条の基本三分類ではない。
エ：消防法施行令第7条は、消防の用に供する設備を消火設備、警報設備、避難設備に分類している。
総合解説：消火・警報・避難の三分類は、後の設備別学習の土台になる。

問題 009 | 目的・用語・法体系

- 「どの防火対象物に消防用設備等を設置させるか」という具体的な対象の指定を主に行う法令はどれか。
- ア．消防法の委任を受けた消防法施行令
 - イ．消防設備士個人の業務日誌
 - ウ．消防試験研究センターの受験案内だけ
 - エ．各メーカーの施工要領書だけ

答え・4肢解説

- 正答：ア．消防法の委任を受けた消防法施行令
- ア：消防法第17条は「政令で定める防火対象物」とし、消防法施行令第6条・別表第1などが対象を具体化する。
- イ：法的な対象指定を行う文書ではない。
- ウ：受験案内は試験制度の案内であり、設置義務対象を法的に指定する根拠ではない。
- エ：メーカー資料は法令上の対象指定そのものではない。
- 総合解説：法律の「政令で定める」という文言を見たら、具体化する施行令を確認する。

問題 010 | 目的・用語・法体系

- 次のうち、消防法第1条の目的に含まれる事項はどれか。
- ア．全国の病院経営を消防機関が直接行うこと。
 - イ．災害等による傷病者を適切に搬送すること。
 - ウ．すべての建築確認を消防長が単独で行うこと。
 - エ．火災保険料を全国一律に決定すること。

答え・4肢解説

- 正答：イ．災害等による傷病者を適切に搬送すること。
- ア：病院経営の直接運営を目的とはしていない。
- イ：消防法第1条は、火災対策に加えて災害等による傷病者の適切な搬送も目的に含める。
- ウ：建築確認を消防長が単独実施する制度を目的としていない。
- エ：保険料の決定は消防法の目的ではない。
- 総合解説：消防法の目的は火災対応だけに限定されない。救急・災害対応まで含む広い目的条文である。

問題 011 | 防火対象物・関係者

ビルの一室を賃借して営業しているテナント事業者について、消防法上の「関係者」に関する説明として正しいものはどれか。

- ア．建物を所有していないので、常に関係者から除外される。
- イ．消防設備士免状を持っていない限り関係者にならない。
- ウ．占有者として関係者に含まれることがある。
- エ．消防署長から任命された場合だけ関係者になる。

答え・4肢解説

正答：ウ．占有者として関係者に含まれることがある。

ア：所有者でなくても占有者なら関係者に含まれる。

イ：免状の有無は関係者の定義要件ではない。

ウ：関係者は所有者・管理者・占有者であり、テナントは占有者に該当し得る。

エ：行政による任命を要する概念ではない。

総合解説：関係者の定義は所有権だけに着目しない。管理権・占有の有無も重要である。

問題 012 | 防火対象物・関係者

建物所有者から管理業務を任せ、設備の維持管理に関する権限を有する管理会社がある。この管理会社の位置付けとして最も適切なものはどれか。

- ア．所有権がないため関係者には絶対にならない。
- イ．消防設備士でなければ管理者にならない。
- ウ．消防長のみが管理者になれる。
- エ．管理者として消防法上の関係者に含まれ得る。

答え・4肢解説

正答：エ．管理者として消防法上の関係者に含まれ得る。

ア：管理者も関係者に含まれる。

イ：関係者としての管理者と消防設備士資格は別制度である。

ウ：消防長は行政機関側であり、関係者の管理者という意味ではない。

エ：消防法上の関係者には管理者も含まれる。

総合解説：所有者・管理者・占有者は別の立場だが、いずれも消防法上の関係者となり得る。

問題 013 | 防火対象物・関係者

次のうち、消防法第2条の定義上、防火対象物に含まれ得るものはどれか。

- ア．山林
- イ．運転免許証
- ウ．株式
- エ．消防設備士試験の受験票

答え・4肢解説

正答：ア．山林

ア：防火対象物の定義には山林が明示されている。

イ：単独の運転免許証は防火対象物の定義に当たらない。

ウ：権利・金融商品であり防火対象物の定義ではない。

エ：受験票そのものを防火対象物として分類する趣旨ではない。

総合解説：防火対象物は「建物だけ」と覚えると誤る。山林や舟車なども定義に含まれる。

問題 014 | 防火対象物・関係者

消防法施行令で、防火対象物の用途区分を体系的に示しているものはどれか。

- ア．消防設備士免状の裏面だけ
- イ．消防法施行令別表第1
- ウ．消防設備士講習の出席簿
- エ．各メーカーのカatalog

答え・4肢解説

正答：イ．消防法施行令別表第1

ア：免状裏面は防火対象物用途の法定一覧ではない。

イ：施行令第6条は法第17条第1項の防火対象物を別表第1で指定している。

ウ：講習受講管理の資料であり用途区分の法的根拠ではない。

エ：メーカー資料に法定用途区分を定める効力はない。

総合解説：防火対象物の用途区分は施行令別表第1を基礎に整理する。

問題 015 | 防火対象物・関係者

消防用設備等の設置工事を行った施工会社について、消防法上の「関係者」の説明として最も適切なものはどれか。

ア．施工会社は必ず建物の所有者とみなされる。
イ．施工会社は必ず占有者とみなされる。
ウ．施工したという事実だけでは、所有者・管理者・占有者のいずれかに当たるとは限らない。
エ．施工会社は消防署長と同じ行政権限を持つ。

答え・4肢解説

正答：ウ．施工したという事実だけでは、所有者・管理者・占有者のいずれかに当たるとは限らない。
ア：施工と所有は別概念である。
イ：工事をしただけで占有者になるとは限らない。
ウ：関係者は所有者・管理者・占有者で定義され、施工者というだけで当然に関係者となるわけではない。
エ：民間施工者に消防署長の行政権限はない。
総合解説：「関係者」と「工事を担当する者」は同義ではない。届出主体問題で混同しやすい。

問題 016 | 防火対象物・関係者

消防用設備等の設置・維持命令の相手方として消防法第17条の4が重視するのは、次のうちどれか。

ア．当該建物の利用客全員
イ．消防設備士試験の受験者全員
ウ．消防用設備メーカーの従業員全員
エ．防火対象物の関係者で、必要な措置を行う権原を有する者

答え・4肢解説

正答：エ．防火対象物の関係者で、必要な措置を行う権原を有する者
ア：利用客であるだけでは設置・維持措置を行う権原があるとは限らない。
イ：受験者であることと命令対象は無関係である。
ウ：メーカー勤務だけで当該防火対象物に権原があるとは限らない。
エ：第17条の4の命令は、関係者で権原を有する者に対して行う。
総合解説：命令対象では「関係者」だけでなく「権原を有する」ことまで確認する。

問題 017 | 防火対象物・関係者

消防法第17条第1項による消防用設備等の設置維持義務について、最も適切な説明はどれか。
ア．政令で定める防火対象物の関係者に対して課される。
イ．全国のすべての動産について所有者に一律に課される。
ウ．消防設備士試験を受験する者だけに課される。
エ．消防署が所有する施設にだけ課される。

答え・4肢解説

正答：ア．政令で定める防火対象物の関係者に対して課される。
ア：法第17条第1項は、政令で定める防火対象物の関係者に設置・維持義務を課す。
イ：義務対象は政令で定める防火対象物を前提とする。
ウ：受験者に課す義務ではない。
エ：所有主体を消防署に限定していない。
総合解説：「誰に義務があるか」は、設備工事を行う資格者と、防火対象物の関係者を分けて整理する。

問題 018 | 防火対象物・関係者

商業施設の店舗を借りて営業しているA社と、建物を所有するB社がある。消防法上の関係者について正しいものはどれか。
ア．関係者は一つの防火対象物につき必ず1人だけである。
イ．A社は占有者、B社は所有者として、ともに関係者になり得る。
ウ．A社だけが関係者で、所有者B社は除外される。
エ．B社だけが関係者で、占有者A社は除外される。

答え・4肢解説

正答：イ．A社は占有者、B社は所有者として、ともに関係者になり得る。
ア：複数の立場の者が関係者となり得る。
イ：関係者の定義は所有者・管理者・占有者を含むため、複数主体が関係者となり得る。
ウ：所有者も関係者に含まれる。
エ：占有者も関係者に含まれる。
総合解説：所有者・管理者・占有者が別主体である場合、それぞれが関係者となる可能性がある。

問題 019 | 防火対象物・関係者

消防法の用語について、「建築物等に属さない単独の物件」まで明示的に含む定義はどれか。

- ア．防火対象物だけ
- イ．特定防火対象物だけ
- ウ．消防対象物
- エ．工事整備対象設備等だけ

答え・4肢解説

正答：ウ．消防対象物

- ア：防火対象物より消防対象物の定義が広い。
 - イ：特定防火対象物は用途等による別の区分である。
 - ウ：消防対象物の定義には一般の「物件」が含まれるのに対し、防火対象物はこれらに属する物という形で定義される。
 - エ：設備の工事・整備対象を示す用語であり、物件一般の定義ではない。
- 総合解説：試験では似た用語の定義差が狙われる。条文の語尾まで区別して覚える。

問題 020 | 防火対象物・関係者

消防法第17条第1項の対象となる防火対象物を政令で具体化する条文として中心となるものはどれか。

- ア．消防法施行令第7条だけ
- イ．消防法第1条だけ
- ウ．消防法施行規則第33条の17だけ
- エ．消防法施行令第6条

答え・4肢解説

正答：エ．消防法施行令第6条

- ア：第7条は主に消防用設備等の種類を定める。
 - イ：第1条は法律の目的であり具体的な対象指定条文ではない。
 - ウ：第33条の17は消防設備士講習に関する規定である。
 - エ：施行令第6条は、法第17条第1項の「政令で定める防火対象物」を別表第1に掲げる防火対象物として指定する。
- 総合解説：対象物は施行令第6条・別表第1、設備の種類は施行令第7条という区別が重要である。

問題 021 | 消防用設備等・設置維持義務

消防法第17条第1項により、消防用設備等を技術上の基準に従って設置し、維持しなければならない主体は誰か。

- ア．政令で定める防火対象物の関係者
- イ．消防設備士試験の実施機関
- ウ．消防設備メーカーだけ
- エ．消防署長個人

答え・4肢解説

正答：ア．政令で定める防火対象物の関係者

- ア：設置・維持義務は、防火対象物の関係者に課される。
 - イ：試験実施機関に建物設備の設置義務を課す規定ではない。
 - ウ：製造者だけに一律に課される義務ではない。
 - エ：行政機関が対象物の設備を設置する義務主体という規定ではない。
- 総合解説：工事を行う資格者と、設備を設置・維持する法的義務主体を混同しない。

問題 022 | 消防用設備等・設置維持義務

消防用設備等の設置・維持に関する技術上の基準について正しい説明はどれか。

- ア．消防設備士が現場ごとに自由に作成し、法令より優先できる。
- イ．消防法の委任に基づき、消防法施行令やこれに基づく命令等で具体化される。
- ウ．設備メーカーのカatalogだけで法的義務が決まる。
- エ．建物所有者が任意に基準を撤廃できる。

答え・4肢解説

- 正答：イ．消防法の委任に基づき、消防法施行令やこれに基づく命令等で具体化される。
 - ア：資格者の判断は法令上の基準に優先しない。
 - イ：法第17条が基本義務を定め、施行令・施行規則等が設備別の技術基準を具体化する。
 - ウ：メーカー資料は法令の代替ではない。
 - エ：関係者の合意で法定基準を無効化できない。
- 総合解説：法体系の役割分担を設備基準に当てはめて理解する。

問題 023 | 消防用設備等・設置維持義務

自動火災報知設備は、消防法施行令上どの分類に属するか。

- ア．消火設備
- イ．避難設備
- ウ．警報設備
- エ．消防用水

答え・4肢解説

正答：ウ．警報設備

- ア：自ら消火剤を放射する設備ではなく、警報設備に分類される。
 - イ：避難器具や誘導灯の分類ではない。
 - ウ：自動火災報知設備は火災を感知し警報する設備であり、施行令第7条の警報設備に分類される。
 - エ：防火水槽等の消防用水ではない。
- 総合解説：第4類で中心となる自動火災報知設備は「警報設備」である。

問題 024 | 消防用設備等・設置維持義務

消火器は消防法施行令上、どの分類に属するか。

- ア．警報設備
- イ．避難設備
- ウ．消火活動上必要な施設
- エ．消火設備

答え・4肢解説

正答：エ．消火設備

- ア：火災を知らせる設備ではなく、消火に使用する設備である。
 - イ：避難器具ではない。
 - ウ：消火器は「消火設備」に分類される。
 - エ：消火器は施行令第7条で消火設備の一つとして列举される。
- 総合解説：消防用設備等の大分類を正確に区別することが、類別法令の理解につながる。

問題 025 | 消防用設備等・設置維持義務

誘導灯は消防法施行令上、どの分類に属するか。

- ア．避難設備
- イ．警報設備
- ウ．消火設備
- エ．防火管理設備

答え・4肢解説

正答：ア．避難設備

ア：施行令第7条では、誘導灯および誘導標識を避難設備としている。
イ：警報を発する設備としてではなく、避難設備に分類される。
ウ：消火を行う設備ではない。
エ：「防火管理設備」は消防法施行令第7条の設備分類ではなく、誘導灯は避難設備である。
総合解説：消火・警報・避難の区分を代表例と結び付けて覚える。

問題 026 | 消防用設備等・設置維持義務

消防法施行令上、排煙設備の位置付けとして正しいものはどれか。

- ア．消火設備のうちの簡易消火用具
- イ．消火活動上必要な施設
- ウ．警報設備の一種
- エ．避難器具の一種

答え・4肢解説

正答：イ．消火活動上必要な施設

ア：排煙設備は簡易消火用具ではない。
イ：施行令第7条では排煙設備を消火活動上必要な施設として挙げる。
ウ：警報設備ではない。
エ：避難器具そのものではない。
総合解説：「消防用設備等」の中には三分類以外に消防用水や消火活動上必要な施設がある。

問題 027 | 消防用設備等・設置維持義務

通常の消防用設備等に代えて特殊消防用設備等を用いる場合の要件として適切なものはどれか。
ア．設置業者が同等と思えば、届出も認定も不要である。
イ．価格が通常設備より高ければ自動的に認められる。
ウ．同等以上の性能を有し、設備等設置維持計画に従うものとして総務大臣の認定を受ける。
エ．外国で認証されていれば日本の消防法上の認定を当然に受けたものと扱う。

答え・4肢解説

正答：ウ．同等以上の性能を有し、設備等設置維持計画に従うものとして総務大臣の認定を受ける。
ア：業者判断のみでは代替できない。
イ：価格は認定要件ではない。
ウ：消防法第17条第3項の代替制度は、性能・計画・総務大臣認定を要件とする。
エ：外国認証だけで法第17条第3項の認定になるわけではない。
総合解説：特殊消防用設備等は「自由な代替」ではなく、法定の性能認定制度である。

問題 028 | 消防用設備等・設置維持義務

消防用設備等を法令どおり設置した後、一部が故障して必要な機能を失った。関係者の対応として適切なものはどれか。
ア．設置時に適合していれば、その後の故障は消防法上まったく問題にならない。
イ．故障後は消防設備士免状を返納すれば建物側の維持義務も消える。
ウ．点検結果を報告しさえすれば、故障設備を修理する必要はない。
エ．設置時だけでなく維持についても技術上の基準に従う必要があるため、必要な措置を行う。

答え・4肢解説

正答：エ．設置時だけでなく維持についても技術上の基準に従う必要があるため、必要な措置を行う。
ア：維持義務があるため、機能喪失を放置できない。
イ：資格者の免状と関係者の維持義務は別である。
ウ：報告は維持義務の代替ではない。
エ：法第17条は「設置」だけでなく「維持」も義務付けている。
総合解説：設置基準への適合は完成時だけでなく、使用中の維持管理まで含めて考える。

問題 029 | 消防用設備等・設置維持義務

消防法第17条第2項に基づく条例に関する説明として適切なものはどれか。

ア．地域の実情に応じ、法令の範囲内で消防用設備等の技術上の基準に関する規定が置かれることがある。

イ．条例は消防法そのものを廃止できる。

ウ．条例は消防設備士免状を全国一律で無効にできる。

エ．条例は国の法令と無関係に刑法を自由に書き換えられる。

答え・4肢解説

正答：ア．地域の実情に応じ、法令の範囲内で消防用設備等の技術上の基準に関する規定が置かれることがある。

ア：消防法は一定の範囲で条例による基準設定を認めている。

イ：条例は法律に反して消防法を廃止できない。

ウ：国家資格の効力を自治体条例だけで全国的に失わせることはできない。

エ：条例の制定権には法令上の限界がある。

総合解説：消防法令では国法令と自治体条例の関係も出題される。条例は法の委任・範囲の中で機能する。

問題 030 | 消防用設備等・設置維持義務

消防法第17条と消防法施行令第7条の関係について正しいものはどれか。

ア．施行令第7条だけで消防法そのものの目的を変更できる。

イ．消防法が関係者の設置・維持義務の基本を定め、施行令が消防用設備等の種類を具体化している。

ウ．消防法第17条は設備の種類だけを列挙し、義務主体を定めていない。

エ．両者は互いに無関係で、別々の制度を規定している。

答え・4肢解説

正答：イ．消防法が関係者の設置・維持義務の基本を定め、施行令が消防用設備等の種類を具体化している。

ア：政令は法律の目的を自由に変更できない。

イ：法律と政令の役割分担を組み合わせる理解するのが正しい。

ウ：第17条は関係者の設置・維持義務を定める。

エ：施行令は消防法の委任を受けて具体化する。

総合解説：「誰が何をしなければならないか」は法律、「対象・種類・細部」は政令・省令という整理が有効である。

問題 031 | 免状・受験資格・再交付

消防設備士免状の大別として正しいものはどれか。
ア．甲級・乙級・丙級の3種類
イ．特級・一級・二級だけ
ウ．甲種消防設備士免状と乙種消防設備士免状
エ．国家免状と市町村免状の2種類

答え・4肢解説

正答：ウ．甲種消防設備士免状と乙種消防設備士免状
ア：消防設備士免状に丙種はない。
イ：そのような大別ではない。
ウ：消防法第17条の6は免状を甲種と乙種に大別する。
エ：発行主体の区分で大別する制度ではない。
総合解説：危険物取扱者と混同しやすいが、消防設備士は甲種・乙種である。

問題 032 | 免状・受験資格・再交付

消防設備士の甲種と乙種の基本的な業務範囲の違いとして正しいものはどれか。
ア．甲種は点検だけ、乙種は工事だけを行う。
イ．甲種も乙種も、すべての類の設備を無制限に工事できる。
ウ．乙種は消防用設備等に関する業務を一切行えない。
エ．甲種は指定された種類の工事または整備、乙種は指定された種類の整備を行うことができる。

答え・4肢解説

正答：エ．甲種は指定された種類の工事または整備、乙種は指定された種類の整備を行うことができる。
ア：工事権限の関係が逆である。
イ：免状の種類・類に応じて範囲が限定される。
ウ：乙種は指定種類の整備を行える。
エ：消防法第17条の6第2項は、甲種には工事・整備、乙種には整備の種類を定める構造である。
総合解説：甲種 = 工事 + 整備、乙種 = 整備、ただし実際の対象設備は免状の類ごとに定められる。

問題 033 | 免状・受験資格・再交付

消防設備士試験に合格した者に消防設備士免状を交付する主体は誰か。

- ア．都道府県知事
- イ．消防庁長官だけ
- ウ．消防設備メーカー
- エ．勤務先の代表者

答え・4肢解説

正答：ア．都道府県知事

- ア：消防法第17条の7により、消防設備士免状は試験合格者に対して都道府県知事が交付する。
 - イ：法律上の交付主体は都道府県知事である。
 - ウ：民間メーカーに免状交付権限はない。
 - エ：勤務先が国家資格免状を交付する制度ではない。
- 総合解説：試験実施事務が指定試験機関に委ねられる場合があっても、免状の法定交付主体は都道府県知事である。

問題 034 | 免状・受験資格・再交付

消防設備士試験の受験資格について正しいものはどれか。

- ア．甲種も乙種も受験資格は一切ない。
- イ．甲種（特類以外）には法令で定める受験資格が必要で、乙種は誰でも受験できる。
- ウ．乙種だけ大学卒業が必須である。
- エ．甲種は消防職員しか受験できない。

答え・4肢解説

- 正答：イ．甲種（特類以外）には法令で定める受験資格が必要で、乙種は誰でも受験できる。
 - ア：甲種には受験資格が必要である。
 - イ：消防試験研究センターの公式案内では、甲種には所定の受験資格があり、乙種には受験資格がない。
 - ウ：乙種は誰でも受験できる。
 - エ：消防職員に限定されず、複数の受験資格ルートがある。
- 総合解説：甲種第4類を受験するには、学歴・国家資格等のいずれかの受験資格ルートを満たす必要がある。

問題 035 | 免状・受験資格・再交付

甲種第4類を受験しようとする者が、すでに甲種第1類消防設備士免状の交付を受けている。この者の受験資格に関する説明として正しいものはどれか。

ア．甲種第1類を持っていても、甲種第4類は必ず大学の指定学科卒業が必要である。

イ．甲種免状を1種類持つと、甲種特類も直ちに受験できる。

ウ．他の類の甲種消防設備士免状を有することは、甲種（特類除く）の受験資格の一つとなる。

エ．他類甲種免状は受験資格には一切関係しない。

答え・4肢解説

正答：ウ．他の類の甲種消防設備士免状を有することは、甲種（特類除く）の受験資格の一つとなる。

ア：他類甲種免状という別の受験資格ルートがある。

イ：甲種特類には別の要件がある。

ウ：公式受験案内は、受験する類以外の甲種消防設備士免状の交付を受けている者を受験資格として挙げている。

エ：公式に受験資格の一つとして扱われる。

総合解説：受験資格は一つのルートだけではない。他類甲種免状の保有は代表的な国家資格等ルートである。

問題 036 | 免状・受験資格・再交付

乙種消防設備士免状の交付を受けた者が、甲種（特類除く）を受験するための受験資格の一つとして正しいものはどれか。

ア．乙種免状交付直後、実務経験0日でも必ず受験できる。

イ．乙種免状取得前のアルバイト経験だけで自動的に満たす。

ウ．整備経験は10年以上必要である。

エ．乙種免状の交付後2年以上、法令で定める工事整備対象設備等の整備経験を有すること。

答え・4肢解説

正答：エ．乙種免状の交付後2年以上、法令で定める工事整備対象設備等の整備経験を有すること。

ア：このルートでは2年以上の整備経験が必要である。

イ：「免状交付後」の所定の整備経験が要件である。

ウ：この受験資格ルートは2年以上である。

エ：消防法第17条の8および公式案内に、乙種免状交付後2年以上の所定の整備経験という受験資格ルートがある。

総合解説：「乙種取得後2年以上の整備経験」という時系列を正確に押さえる。

問題 037 | 免状・受験資格・再交付

消防設備士免状の再交付を申請できる代表的な事由として正しいものはどれか。
ア．免状の亡失・滅失、または破損・汚損で記載内容を確認できなくなった場合
イ．住所が変わっただけの場合は必ず再交付が必要である。
ウ．講習を1回受けたら毎回新しい免状へ再交付しなければならない。
エ．勤務先を退職した場合は免状が当然失効し、再交付が必要である。

答え・4肢解説

正答：ア．免状の亡失・滅失、または破損・汚損で記載内容を確認できなくなった場合
ア：消防試験研究センターは、亡失・滅失・破損・汚損等を再交付の対象として案内している。
イ：住所変更だけで再交付という扱いではない。
ウ：講習受講そのものが再交付事由ではない。
エ：退職で免状が当然失効する制度ではない。
総合解説：再交付と書換えは別制度。亡失等は再交付、氏名・本籍等の変更は書換えの論点となる。

問題 038 | 免状・受験資格・再交付

消防設備士免状を亡失し、再交付を申請する場合の申請先として基本的に適切なのはどれか。
ア．全国どの市役所でも必ず即日再交付される。
イ．免状の交付を受けた道府県、または書換えをした道府県の消防試験研究センター支部等
ウ．設備を製造したメーカーへ申請する。
エ．勤務先の社長に申請すれば国家資格免状が再発行される。

答え・4肢解説

正答：イ．免状の交付を受けた道府県、または書換えをした道府県の消防試験研究センター支部等
ア：申請先は交付・書換えの都道府県等に関係する。
イ：公式案内では、交付または書換えをした道府県の支部等が再交付の申請先となる。東京都は中央試験センター等の扱いがある。
ウ：メーカーは免状の再交付機関ではない。
エ：勤務先に免状再交付権限はない。
総合解説：再交付は免状の管理記録に基づくため、交付・書換えを行った都道府県との関係が重要である。

問題 039 | 免状・受験資格・再交付

甲種第4類の免状を取得した者について正しい説明はどれか。

ア．甲種という名称だけですべての消防用設備等の工事が可能になる。

イ．第4類免状を得ると危険物取扱者甲種免状も自動的に交付される。

ウ．甲種であっても、法令で定められた第4類の対象設備の範囲で工事・整備を行う資格であり、すべての類の設備を無制限に扱えるわけではない。

エ．第4類免状は自動火災報知設備の点検だけに使え、工事はできない。

答え・4肢解説

正答：ウ．甲種であっても、法令で定められた第4類の対象設備の範囲で工事・整備を行う資格であり、すべての類の設備を無制限に扱えるわけではない。

ア：類別の範囲があるため無制限ではない。

イ：別資格であり自動交付されない。

ウ：消防設備士の業務範囲は甲乙の種別だけでなく、免状の類に応じて規則で区分される。

エ：甲種第4類は対象設備の工事・整備が可能である。

総合解説：「甲種 = 万能」ではない。必ず類別の対象設備とセットで考える。

問題 040 | 講習・義務・責務

消防設備士に対する法定講習について正しいものはどれか。

ア．講習は希望者だけが受ける完全任意の制度である。

イ．甲種だけが対象で、乙種には講習制度がない。

ウ．免状取得後は一度も講習を受ける必要がない。

エ．消防設備士は、総務省令で定めるところにより工事または整備に関する講習を受けなければならない。

答え・4肢解説

正答：エ．消防設備士は、総務省令で定めるところにより工事または整備に関する講習を受けなければならない。

ア：法定講習は義務である。

イ：乙種消防設備士も対象となる。

ウ：定期的な受講が必要である。

エ：消防法第17条の10は消防設備士に講習受講義務を課している。

総合解説：免状取得後も知識・技術基準の更新に対応するため、定期講習が法定されている。

問題 041 | 講習・義務・責務

消防設備士が免状の交付を受けた後、原則として最初の法定講習を受ける期限の基準はどれか。

- ア．免状交付日後の最初の4月1日から2年以内
- イ．免状交付日の翌日から3か月以内
- ウ．免状交付日から10年以内
- エ．最初の4月1日から5年以内

答え・4肢解説

正答：ア．免状交付日後の最初の4月1日から2年以内

- ア：消防法施行規則第33条の17第1項の期限である。
- イ：法定の基準は最初の4月1日から2年以内である。
- ウ：初回講習の期限として長すぎる。
- エ：5年は原則としてその後の講習周期に関係する。

総合解説：起算点は単純な「交付日から2年」ではなく、「交付日後の最初の4月1日」から2年以内である。

問題 042 | 講習・義務・責務

消防設備士が法定講習を受けた後、次回講習を受ける期限の基準はどれか。

- ア．講習受講日の翌日から毎年1回
- イ．講習受講日後の最初の4月1日から5年以内
- ウ．講習受講日から10年以内
- エ．免状交付日から永久に2年ごと

答え・4肢解説

正答：イ．講習受講日後の最初の4月1日から5年以内

- ア：毎年受講する制度ではない。
- イ：規則第33条の17第2項により、講習後は最初の4月1日から5年以内ごとに受講する。
- ウ：法定周期は5年以内基準である。
- エ：初回と継続では期限基準が異なる。

総合解説：初回「2年」と、その後「5年」を区別する。どちらも最初の4月1日が起算点になる。

問題 043 | 講習・義務・責務

甲種第4類消防設備士が受講する講習区分として正しいものはどれか。

- ア．消火設備
- イ．避難設備・消火器
- ウ．警報設備
- エ．特殊消防用設備等

答え・4肢解説

正答：ウ．警報設備

ア：第1～3類などが中心の区分であり、第4類は警報設備である。
イ：第5類・第6類などの区分である。
ウ：消防庁告示の講習区分では、第4類の甲種・乙種と第7類乙種が「警報設備」の対象である。
エ：特類甲種が対象となる区分である。
総合解説：第4類は自動火災報知設備等を対象とするため、法定講習も「警報設備」区分となる。

問題 044 | 講習・義務・責務

消防設備士の責務として消防法に定められているものはどれか。

- ア．工事費を全国一律に決定すること。
- イ．消防署の立入検査を代行して行政処分を行うこと。
- ウ．建築確認を単独で行うこと。
- エ．業務を誠実に行之、工事整備対象設備等の質の向上に努めること。

答え・4肢解説

正答：エ．業務を誠実に行之、工事整備対象設備等の質の向上に努めること。
ア：価格統制は消防設備士の法定責務ではない。
イ：行政処分権限は消防設備士に付与されていない。
ウ：建築確認権限の規定ではない。
エ：消防法第17条の12が消防設備士の誠実義務と質の向上への努力を定める。
総合解説：資格者の責務は単に作業権限を持つだけでなく、誠実な業務遂行と設備品質の向上に努めることまで含む。

問題 045 | 講習・義務・責務

消防設備士がその業務に従事するときの免状について正しいものはどれか。

ア．消防設備士免状を携帯しなければならない。

イ．免状は自宅保管が義務で、業務中に携帯してはならない。

ウ．会社が免状のコピーを持てば本人は一切携帯不要である。

エ．免状の携帯義務は危険物取扱者だけにあり消防設備士にはない。

答え・4肢解説

正答：ア．消防設備士免状を携帯しなければならない。

ア：消防法第17条の13は、業務従事時の免状携帯義務を定める。

イ：法は業務従事時の携帯を求める。

ウ：法定義務は消防設備士本人の免状携帯である。

エ：消防設備士にも携帯義務がある。

総合解説：実務上の基本義務として、業務に従事する際の免状携帯を押さえる。

問題 046 | 講習・義務・責務

消防設備士免状を保有しているが、現在は消防用設備等の工事・点検業務に従事していない者について、法定講習の扱いとして適切なものはどれか。

ア．業務に従事していなければ講習義務は永久に停止する。

イ．業務に従事していない場合でも、免状保有者として所定の時期に講習を受ける必要がある。

ウ．退職した時点で免状が自動失効し講習も不要になる。

エ．5年間業務をしなければ免状が自動的に乙種へ変更される。

答え・4肢解説

正答：イ．業務に従事していない場合でも、免状保有者として所定の時期に講習を受ける必要がある。

ア：免状保有者の講習義務は業務従事の有無だけで消えない。

イ：都道府県の公式案内でも、現在の業務従事の有無にかかわらず定期講習が必要とされている。

ウ：退職で免状が当然失効する制度ではない。

エ：そのような自動変更制度はない。

総合解説：「仕事をしていないから講習不要」という誤解は試験・実務ともに避ける。

問題 047 | 講習・義務・責務

消防設備士の法定講習の実施主体に関する説明として適切なものはどれか。

ア．消防設備メーカーだけが独占的に実施する。

イ．消防設備士本人が自分で講習を実施し自己修了認定できる。

ウ．都道府県知事のほか、法令上、総務大臣が指定する市町村長その他の機関が実施する場合がある。

エ．国会だけが講習会場を指定して実施する。

答え・4肢解説

正答：ウ．都道府県知事のほか、法令上、総務大臣が指定する市町村長その他の機関が実施する場合がある。

ア：メーカーに限定する制度ではない。

イ：自己講習で法定講習を代替する制度ではない。

ウ：消防法第17条の10は、都道府県知事に加え、総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含めている。

エ：法定の実施主体の説明として不適切である。

総合解説：講習は行政主体等が法令に基づいて実施する制度であり、私的な社内研修とは区別する。

問題 048 | 工事・整備・点検の業務範囲

消防設備士免状を持たない者について、消防法第17条の5の原則として正しいものはどれか。

ア．消防設備に関する作業は種類を問わずすべて自由に行える。

イ．免状がなくても会社名義であれば制限なく工事できる。

ウ．無資格者でも消防署への届出だけで甲種と同じ範囲の工事ができる。

エ．政令で定める消防用設備等または特殊消防用設備等の設置工事・整備を行ってはならない。

答え・4肢解説

正答：エ．政令で定める消防用設備等または特殊消防用設備等の設置工事・整備を行ってはならない。

ア：一定の工事・整備は資格者に限定される。

イ：会社名義だけで個人の資格要件を代替できない。

ウ：届出は資格そのものの代替にならない。

エ：第17条の5は、免状を受けていない者による政令で定める工事・整備を禁止している。

総合解説：資格制限は「政令で定める工事・整備」が対象であり、免状の種類・類別に応じて資格者が作業する。

問題 049 | 工事・整備・点検の業務範囲

甲種第4類消防設備士が工事または整備を行う対象として中心となる組合せはどれか。
ア．自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・消防機関へ通報する火災報知設備
イ．屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・泡消火設備
ウ．避難はしご・救助袋・緩降機
エ．消火器だけ

答え・4肢解説

正答：ア．自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・消防機関へ通報する火災報知設備
ア：消防法施行規則第33条の3の指定区分で、第4類はこれらの警報設備を対象とする。
イ：主に第1～3類の消火設備側の範囲で、第4類ではない。
ウ：第5類の避難器具側である。
エ：消火器は第6類の対象であり、第4類の中心設備ではない。
総合解説：第4類＝警報設備。代表3設備を正確に結び付ける。

問題 050 | 工事・整備・点検の業務範囲

自動火災報知設備の「設置に係る工事」を行う資格について正しいものはどれか。
ア．乙種第4類だけが工事でき、甲種第4類は整備しかできない。
イ．原則として対象範囲に対応する甲種第4類消防設備士が工事を行う。
ウ．第6類消防設備士であれば自動火災報知設備の工事ができる。
エ．資格は不要で、工事後に点検すればよい。

答え・4肢解説

正答：イ．原則として対象範囲に対応する甲種第4類消防設備士が工事を行う。
ア：甲乙の権限が逆である。
イ：甲種は対象設備の工事または整備を行うことができる。乙種は工事権限を持たない。
ウ：第6類は消火器の範囲であり第4類工事の資格ではない。
エ：資格制限のある工事は事後点検で代替できない。
総合解説：工事の可否では「甲種か乙種か」と「何類か」の両方を確認する。

問題 051 | 工事・整備・点検の業務範囲

乙種第4類消防設備士の業務範囲として正しいものはどれか。
ア．第4類設備の新設工事を甲種と同じ範囲で行える。
イ．第4類設備には一切触れることができない。
ウ．第4類の対象設備について、法令で定める整備を行うことができるが、設置に係る工事は甲種の範囲である。
エ．第1類から第7類まで全設備の工事ができる。

答え・4肢解説

正答：ウ．第4類の対象設備について、法令で定める整備を行うことができるが、設置に係る工事は甲種の範囲である。
ア：乙種には設置工事の権限がない。
イ：乙種第4類は対象設備の整備を行える。
ウ：乙種は指定された種類の整備を行う資格であり、設置工事は甲種の権限である。
エ：類別・種別の範囲を超える。
総合解説：乙種第4類は「整備」、甲種第4類は「工事＋整備」という基本差を押さえる。

問題 052 | 工事・整備・点検の業務範囲

消防用設備等の「点検」と消防設備士の「工事・整備資格」の関係として正しいものはどれか。
ア．点検資格者は必ずすべての消防用設備等の新設工事を行える。
イ．消防設備士なら免状の類に関係なく全設備の工事ができる。
ウ．点検と工事は法令上まったく区別されない同一行為である。
エ．一定の防火対象物では、点検は消防設備士または消防設備点検資格者に行わせる必要があるが、点検制度と工事・整備の資格制限は別に整理する。

答え・4肢解説

正答：エ．一定の防火対象物では、点検は消防設備士または消防設備点検資格者に行わせる必要があるが、点検制度と工事・整備の資格制限は別に整理する。
ア：点検資格と工事資格は別である。
イ：工事・整備は免状の種類・類で限定される。
ウ：点検制度と工事・整備制度は区別される。
エ：施行令第36条等は一定の対象物の点検者資格を定め、第17条の5・第17条の6は工事・整備の資格範囲を定める。
総合解説：「点検できる者」と「工事・整備できる者」は制度上の根拠が異なるため、同一視しない。

問題 053 | 工事・整備・点検の業務範囲

甲種第4類消防設備士が、資格追加なしでスプリンクラー設備の新設工事を担当しようとしている。法令上の判断として適切なものはどれか。

ア．甲種第4類の対象範囲ではないため、第4類免状だけを根拠にスプリンクラー設備の工事はできない。
イ．甲種であれば類を問わず全工事が可能なので問題ない。
ウ．第4類は消火設備全般を扱うため問題ない。
エ．点検結果報告書を提出すれば資格不足は解消する。

答え・4肢解説

正答：ア．甲種第4類の対象範囲ではないため、第4類免状だけを根拠にスプリンクラー設備の工事はできない。
ア：甲種でも類別範囲があり、第4類は警報設備が中心でスプリンクラー設備の工事資格ではない。
イ：甲種にも類別範囲がある。
ウ：第4類は警報設備の区分である。
エ：報告書提出は工事資格の代替にならない。
総合解説：実務でも試験でも、免状の「甲種」という名称だけで判断せず類別を確認する。

問題 054 | 工事・整備・点検の業務範囲

消防用設備等の点検について正しいものはどれか。

ア．すべての住宅で、毎月必ず消防設備士が点検しなければならない。
イ．一定の用途・規模等の防火対象物では、消防設備士または消防設備点検資格者に点検を行わせる必要がある。
ウ．点検は必ず消防職員が無料で行う。
エ．点検資格者は建物所有者の承諾なしにいつでも工事を命令できる。

答え・4肢解説

正答：イ．一定の用途・規模等の防火対象物では、消防設備士または消防設備点検資格者に点検を行わせる必要がある。
ア：一律にすべての住宅へ毎月資格者点検を課す制度ではない。
イ：消防法施行令第36条は、一定の防火対象物について有資格者による点検を求める。
ウ：法定点検を消防職員が代行する制度ではない。
エ：点検資格者に行政命令権限はない。
総合解説：点検者の資格要否は防火対象物の用途・規模等で判断する。

問題 055 | 工事・整備・点検の業務範囲

甲種第4類消防設備士が自動火災報知設備の工事を完了した。この消防設備士が資格を持つことと、消防法第17条の3の2に基づく消防機関の検査との関係として正しいものはどれか。

ア．甲種消防設備士が施工すれば、どの建物でも設置届・検査は一切不要になる。
イ．消防機関の検査を受ければ、工事者に消防設備士資格は不要になる。
ウ．消防設備士の工事資格があっても、法令上検査対象となる防火対象物では所定の設置届・検査手続が別途必要となる。
エ．工事資格と設置検査は同一制度で、どちらか一方だけ行えばよい。

答え・4肢解説

正答：ウ．消防設備士の工事資格があっても、法令上検査対象となる防火対象物では所定の設置届・検査手続が別途必要となる。

ア：資格保有は法定検査手続の免除を意味しない。
イ：検査は工事資格の代替ではない。
ウ：工事資格制度と設置後の行政検査制度は別制度であり、資格保有だけで検査手続が消えるわけではない。
エ：別個の制度として両方の要件を確認する必要がある。

総合解説：資格・届出・検査を一本化して覚えず、それぞれの主体・時期・目的を分けることが重要である。

問題 056 | 点検・報告制度

消防用設備等の定期点検と結果報告について、法令上の義務主体として正しいものはどれか。

ア．消防試験研究センター
イ．消防設備メーカーだけ
ウ．消防設備士個人だけ
エ．防火対象物の関係者

答え・4肢解説

正答：エ．防火対象物の関係者

ア：試験実施機関が各建物の点検報告義務を負うわけではない。
イ：製造者に一律の報告義務を課す制度ではない。
ウ：点検作業を資格者に行わせる場合があっても、報告義務主体は防火対象物の関係者である。
エ：消防法第17条の3の3は、防火対象物の関係者に点検・報告義務を課している。

総合解説：「誰が点検するか」と「誰が報告義務を負うか」を区別する。

問題 057 | 点検・報告制度

消防用設備等の機器点検の標準的な周期として正しいものはどれか。
ア．6か月に1回。機器の外観・機能等を定期確認する標準周期とする。
イ．毎月1回。月次点検を法定の標準周期とみなす。
ウ．3年に1回。非特定防火対象物の報告周期を機器点検周期とみなす。
エ．10年に1回。長期更新周期を法定点検周期とみなす。

答え・4肢解説

正答：ア．6か月に1回。機器の外観・機能等を定期確認する標準周期とする。
ア：公的な点検報告制度の案内では、機器点検は6か月に1回とされている。
イ：標準周期は6か月である。
ウ：3年は一部防火対象物の報告周期であり機器点検周期ではない。
エ：法定点検周期として長すぎる。
総合解説：点検周期と報告周期を混同しない。機器点検6か月、総合点検1年が基本。

問題 058 | 点検・報告制度

設備の全部または一部を作動させ、総合的な機能を確認する「総合点検」は、原則としてどの周期で行うか。
ア．6年に1回。長期周期で総合点検を行うとする。
イ．1年に1回。設備を作動させて総合機能を確認する標準周期とする。
ウ．3か月に1回。四半期ごとの総合点検が必要とする。
エ．3年に1回。非特定防火対象物の報告周期と総合点検周期を同一とする。

答え・4肢解説

正答：イ．1年に1回。設備を作動させて総合機能を確認する標準周期とする。
ア：総合点検の標準周期ではない。
イ：総合点検は設備を作動させて総合的な機能を確認し、原則1年に1回行う。
ウ：法定の標準周期ではない。
エ：報告周期と点検周期は別であり、総合点検は原則1年に1回。
総合解説：「非特定防火対象物は3年報告」でも、総合点検まで3年ごとになるわけではない。

問題 059 | 点検・報告制度

消防用設備等の点検結果について、特定防火対象物の一般的な報告周期として正しいものはどれか。
ア．6か月に1回。機器点検の周期を報告周期にもそのまま適用する。
イ．3年に1回。非特定防火対象物と同じ周期で報告する。
ウ．1年に1回。特定防火対象物の一般的な報告周期を適用する。
エ．5年に1回。消防設備士講習の継続周期を報告周期とみなす。

答え・4肢解説

正答：ウ．1年に1回。特定防火対象物の一般的な報告周期を適用する。
ア：6か月は機器点検周期であり報告周期ではない。
イ：主に非特定防火対象物側の報告周期である。
ウ：消防法施行規則第31条の6に基づき、特定防火対象物等は一般に1年に1回報告する。
エ：消防設備士講習の継続周期と混同しない。
総合解説：点検と報告の周期は別。特定防火対象物は報告がより頻繁である。

問題 060 | 点検・報告制度

事務所などの非特定防火対象物について、消防用設備等の点検結果を消防機関へ報告する一般的な周期はどれか。
ア．6か月に1回。機器点検の周期を消防機関への報告周期とみなす。
イ．毎年2回。半年ごとの報告を一般基準とみなす。
ウ．10年に1回。長期更新周期と同程度でよいとする。
エ．3年に1回。非特定防火対象物の一般的な報告周期を適用する。

答え・4肢解説

正答：エ．3年に1回。非特定防火対象物の一般的な報告周期を適用する。
ア：これは機器点検周期と混同したもの。
イ：一般的な報告周期ではない。
ウ：法定報告周期として長すぎる。
エ：消防法施行規則第31条の6に基づき、非特定防火対象物は一般に3年に1回報告する。
総合解説：非特定防火対象物でも、点検自体は機器6か月・総合1年が基本である。

問題 061 | 点検・報告制度

消防法第17条の3の3に基づく点検結果の報告先として正しいものはどれか。

- ア．消防長または消防署長
- イ．国土交通大臣だけ
- ウ．設備メーカーの本社
- エ．消防設備士試験の試験会場

答え・4肢解説

正答：ア．消防長または消防署長

- ア：点検結果は所轄の消防長または消防署長へ報告する。
- イ：消防用設備等点検結果の通常の報告先ではない。
- ウ：メーカーへの報告で法定報告を代替できない。
- エ：試験会場は点検報告の行政窓口ではない。

総合解説：点検報告の行政窓口は消防長・消防署長。都道府県知事やメーカーと混同しない。

問題 062 | 点検・報告制度

延べ面積等の要件により有資格者点検が必要な防火対象物について、正しい説明はどれか。

- ア．点検をした消防設備士が建物所有者に代わって必ず法律上の関係者になる。
- イ．消防設備士または消防設備点検資格者が点検を行い、点検結果を報告する法的義務は防火対象物の関係者が負う。
- ウ．有資格者点検の建物では関係者の報告義務がなくなる。
- エ．消防設備点検資格者は点検できず、工事しかできない。

答え・4肢解説

正答：イ．消防設備士または消防設備点検資格者が点検を行い、点検結果を報告する法的義務は防火対象物の関係者が負う。

- ア：点検者であることだけで関係者の法定地位に置き換わらない。
- イ：点検実施者の資格と、報告義務主体は別に定められている。
- ウ：有資格者点検でも関係者の報告義務は残る。
- エ：消防設備点検資格者は点検制度の資格者である。

総合解説：主体問題では「点検する者」「報告する者」「報告先」の3つを分けて整理する。

問題 063 | 点検・報告制度

非特定防火対象物で、消防用設備等の点検結果報告が3年に1回である場合について正しいものはどれか。
ア．点検そのものも3年に1回だけでよい。
イ．3年間は設備が故障しても維持義務が停止する。
ウ．報告が3年に1回でも、機器点検や総合点検はそれぞれ法定の周期で行う必要がある。
エ．3年報告の建物では消防用設備等を設置しなくてよい。

答え・4肢解説

正答：ウ．報告が3年に1回でも、機器点検や総合点検はそれぞれ法定の周期で行う必要がある。
ア：報告周期と点検周期を混同している。
イ：維持義務は継続する。
ウ：点検周期と行政への報告周期は別である。報告が3年でも機器点検6か月・総合点検1年の基本は変わらない。
エ：報告周期と設置義務は別問題である。
総合解説：「点検」と「報告」を別の時計で管理する考え方が重要である。

問題 064 | 点検・報告制度

消防用設備等の法定点検について適切な説明はどれか。
ア．消防署へ電話すれば消防職員が必ず無料で機器点検を代行する。
イ．消防職員が点検しない建物は点検義務自体がない。
ウ．消防職員が点検しない場合は報告も禁止される。
エ．法定点検は防火対象物の関係者側が実施する制度であり、消防職員が各建物の点検作業を代行する制度ではない。

答え・4肢解説

正答：エ．法定点検は防火対象物の関係者側が実施する制度であり、消防職員が各建物の点検作業を代行する制度ではない。
ア：法定点検を消防職員が代行する制度ではない。
イ：関係者側に点検義務がある。
ウ：適法に点検を実施し、関係者が報告する制度である。
エ：公的案内でも、消防職員が法定点検を実施するものではないとされ、関係者側が点検・報告を行う。
総合解説：消防機関は監督・検査等を行うが、日常の法定点検作業を各建物に代わって実施する制度ではない。

問題 065 | 着工届・設置届・検査

工事整備対象設備等の着工届を行う主体として正しいものはどれか。

- ア．当該工事をしようとする甲種消防設備士
- イ．防火対象物の利用客
- ウ．乙種消防設備士だけ
- エ．設備メーカーの営業担当者

答え・4肢解説

正答：ア．当該工事をしようとする甲種消防設備士

ア：消防法第17条の14は、政令で定める工事をしようとする甲種消防設備士に着工届義務を課す。

イ：利用客に着工届義務を課す制度ではない。

ウ：設置工事は甲種の権限であり、着工届も甲種消防設備士が主体となる。

エ：営業担当者という地位だけで届出主体にはならない。

総合解説：着工届は「工事をする甲種消防設備士」、設置届は「防火対象物の関係者」という違いを押さえる。

問題 066 | 着工届・設置届・検査

工事整備対象設備等の着工届は、原則としていつまでに行うか。

- ア．工事完了後4日以内
- イ．工事に着手しようとする日の10日前まで
- ウ．工事着手後10日以内
- エ．工事完了後1年以内

答え・4肢解説

正答：イ．工事に着手しようとする日の10日前まで

ア：これは設置届の期限と混同している。

イ：消防法第17条の14およびe-Gov手続情報では、工事着手の10日前までとされる。

ウ：着手前の届出である。

エ：着工届の趣旨に合わず期限も誤り。

総合解説：数字問題では「着工10日前」「設置完了後4日以内」を対比して覚える。

問題 067 | 着工届・設置届・検査

工事整備対象設備等の着工届の届出先として正しいものはどれか。

- ア．設備メーカーの工場長
- イ．消防試験研究センターの試験監督員
- ウ．消防長または消防署長
- エ．国税庁長官

答え・4肢解説

正答：ウ．消防長または消防署長

- ア：法定届出先ではない。
 - イ：試験事務と着工届は別制度である。
 - ウ：消防法第17条の14は、消防長または消防署長への届出を定める。
 - エ：消防用設備工事の着工届出先ではない。
- 総合解説：着工届・設置届とも消防機関が窓口だが、届出主体と時期が異なる。

問題 068 | 着工届・設置届・検査

消防用設備等の設置工事が完了し、法第17条の3の2の検査を受けようとする場合、設置届の届出主体は誰か。

- ア．工事を担当した甲種消防設備士に限られる。
- イ．消防設備士講習の講師
- ウ．設備の販売店
- エ．防火対象物の関係者

答え・4肢解説

正答：エ．防火対象物の関係者

- ア：設置届の法定届出主体は防火対象物の関係者である。
 - イ：講師であることは届出主体の要件ではない。
 - ウ：販売しただけでは法定届出主体とは限らない。
 - エ：設置届は防火対象物の関係者が行う。工事をした消防設備士と届出主体を混同しない。
- 総合解説：着工届＝甲種消防設備士、設置届＝防火対象物の関係者、という対比が頻出。

問題 069 | 着工届・設置届・検査

消防用設備等の設置届は、原則として工事完了後いつまでに行うか。

- ア．工事が完了した日から4日以内
- イ．工事着手の10日前まで
- ウ．工事完了後30日以内
- エ．次回点検報告時まで

答え・4肢解説

正答：ア．工事が完了した日から4日以内

ア：消防法施行規則第31条の3およびe-Gov手続情報で4日以内とされる。

イ：これは着工届の期限。

ウ：法定期限ではない。

エ：設置届は点検報告とは別の手続である。

総合解説：「10日前」と「4日以内」を主体とセットで覚えると混同しにくい。

問題 070 | 着工届・設置届・検査

消防用設備等設置届の届出先として正しいものはどれか。

- ア．消防庁長官へ全国一括で提出する。
- イ．消防長または消防署長
- ウ．メーカーの品質保証部へ提出するだけでよい。
- エ．消防設備士試験の受験申請窓口へ提出する。

答え・4肢解説

正答：イ．消防長または消防署長

ア：通常の設置届は所轄消防機関に行う。

イ：法第17条の3の2・規則第31条の3に基づく設置届は消防長または消防署長へ行う。

ウ：メーカー提出で法定届出を代替できない。

エ：試験申請と設備設置届は別手続である。

総合解説：着工・設置・点検報告の行政窓口は消防長・消防署長が中心となる。

問題 071 | 着工届・設置届・検査

自動火災報知設備の新設工事について、着工届と設置届の組合せとして正しいものはどれか。
ア．着工届も設置届も関係者が工事完了後4日以内に行う。
イ．着工届は乙種消防設備士が工事後10日以内、設置届はメーカーが工事前4日までに行う。
ウ．着工届は甲種消防設備士が工事着手10日前まで、設置届は防火対象物の関係者が工事完了後4日以内に行う。
エ．甲種消防設備士が着工届を出せば、設置届は常に不要となる。

答え・4肢解説

正答：ウ．着工届は甲種消防設備士が工事着手10日前まで、設置届は防火対象物の関係者が工事完了後4日以内に行う。
ア：着工届の主体・時期が誤り。
イ：主体・時期ともに誤り。
ウ：両手続は主体と時期が異なる。
エ：別手続であり着工届が設置届を代替しない。
総合解説：届出問題は「誰が・いつ・どこへ」を表にして整理する。

問題 072 | 着工届・設置届・検査

消防法第17条の3の2に基づく設置後の検査について正しいものはどれか。
ア．消防設備士が甲種免状を持っていれば、法定検査対象でも検査は自動免除される。
イ．検査は消防設備メーカーが免状を発行する手続である。
ウ．設置検査は点検報告の3年周期と同じ手続である。
エ．法令で定める対象では、関係者が設置届を行い、消防用設備等が技術上の基準に適合しているか消防機関の検査を受ける。

答え・4肢解説

正答：エ．法令で定める対象では、関係者が設置届を行い、消防用設備等が技術上の基準に適合しているか消防機関の検査を受ける。
ア：資格保有だけで法定検査が不要になるわけではない。
イ：免状交付とは別の設備適合性確認である。
ウ：設置後検査と定期点検報告は別制度である。
エ：法第17条の3の2は、一定の防火対象物について設置後の届出・検査制度を設けている。
総合解説：工事資格、着工届、設置届、設置検査、定期点検報告をそれぞれ別制度として整理する。

問題 073 | 命令・罰則・特例

消防用設備等が技術上の基準に従って設置・維持されていない場合、第17条の4に基づく命令を行うことができる者は誰か。

- ア．消防長または消防署長
- イ．消防設備士個人
- ウ．設備メーカーの代表者
- エ．防火対象物の利用客

答え・4肢解説

正答：ア．消防長または消防署長

ア：消防法第17条の4は、消防長または消防署長に設置・維持に必要な措置を命ずる権限を与えている。

イ：消防設備士に行政命令権限はない。

ウ：メーカーに法第17条の4の命令権限はない。

エ：利用客に行政命令権限はない。

総合解説：行政措置の主体は消防長・消防署長。消防設備士は技術者であり行政処分権者ではない。

問題 074 | 命令・罰則・特例

第17条の4に基づく消防用設備等の設置・維持命令の相手方として正しいものはどれか。

- ア．その建物を偶然訪れた来客
- イ．防火対象物の関係者で権原を有する者
- ウ．消防設備士試験の受験者全員
- エ．全国の消防設備メーカー

答え・4肢解説

正答：イ．防火対象物の関係者で権原を有する者

ア：必要措置を行う権原を有するとは限らない。

イ：必要な設置・維持措置を実行できる権原を持つ関係者が命令対象となる。

ウ：当該防火対象物との権原関係がない。

エ：個別防火対象物への権原を当然に持たない。

総合解説：命令問題では「関係者」だけでなく「権原を有する者」まで含めて覚える。

問題 075 | 命令・罰則・特例

消防用設備等が設備等技術基準に適合していない場合、第17条の4に基づく命令内容として適切なものはどれか。

ア．消防設備士試験の合格点を引き上げるよう命ずる。

イ．建物の所有権を消防署へ移転するよう一律に命ずる。

ウ．基準に従って設備を設置すること、または維持のため必要な措置を行うことを命ずる。

エ．設備メーカーに全国販売停止を必ず命ずる。

答え・4肢解説

正答：ウ．基準に従って設備を設置すること、または維持のため必要な措置を行うことを命ずる。

ア：設備の設置・維持是正とは無関係。

イ：第17条の4の命令内容ではない。

ウ：第17条の4は、不適合な設置・維持状態を是正するための命令を規定する。

エ：個別防火対象物の設置維持命令とは異なる。

総合解説：命令の目的は、消防用設備等を法定基準に従った状態へ是正することである。

問題 076 | 命令・罰則・特例

総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等が、設備等設置維持計画に従って維持されていない場合について正しいものはどれか。

ア．総務大臣認定があるため、維持不良でも一切命令できない。

イ．特殊設備は点検・維持義務の対象外である。

ウ．消防設備士が独自に認定を取り消し、行政処分できる。

エ．消防長または消防署長は、権原を有する関係者に対し、計画に従った維持に必要な措置を命ずることができる。

答え・4肢解説

正答：エ．消防長または消防署長は、権原を有する関係者に対し、計画に従った維持に必要な措置を命ずることができる。

ア：認定後も計画に従った維持が必要である。

イ：認定計画に従った維持が求められる。

ウ：認定・行政処分を消防設備士個人が行う制度ではない。

エ：消防法第17条の4第2項は、特殊消防用設備等についても設備等設置維持計画に基づく是正命令を認める。

総合解説：特殊消防用設備等でも「認定された計画どおりに維持する」ことが前提となる。

問題 077 | 命令・罰則・特例

消防法第17条の4第1項または第2項の設置・維持命令に違反した場合の罰則として、現行法令上正しいものはどれか。

- ア．1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
- イ．30万円以下の罰金または拘留だけ
- ウ．6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金だけ
- エ．罰則は一切なく、口頭注意だけで終わる。

答え・4肢解説

正答：ア．1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

ア：総務省消防庁の罰則一覧では、第17条の4の命令違反は消防法第41条により1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金と整理されている。

イ：これは点検結果未報告・虚偽報告などの罰則と混同している。

ウ：無資格工事等の罰則と混同している。

エ：命令違反には刑事罰の規定がある。

総合解説：罰則は違反類型ごとに異なる。命令違反は第41条の重い区分で整理する。

問題 078 | 命令・罰則・特例

消防設備士免状を受けていない者が、第17条の5に違反して政令で定める工事・整備を行った場合の罰則として正しいものはどれか。

- ア．1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金。設置維持命令違反等の罰則を適用する考え方。
- イ．6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金。無資格で所定の工事・整備を行った場合の罰則。
- ウ．30万円以下の罰金または拘留。点検結果の未報告等に関する罰則を適用する考え方。
- エ．5万円以下の過料のみ。刑事罰の対象ではないとする考え方。

答え・4肢解説

正答：イ．6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金。無資格で所定の工事・整備を行った場合の罰則。

ア：これは第17条の4の設置維持命令違反などと混同している。

イ：総務省消防庁の罰則一覧では、第17条の5違反は消防法第42条の対象として整理される。

ウ：点検結果未報告・虚偽報告等の罰則と混同している。

エ：第17条の5違反の罰則ではない。

総合解説：無資格工事・整備は直接的な資格制限違反であり、刑事罰の対象となる。

問題 079 | 命令・罰則・特例

消防用設備等の点検結果を報告せず、または虚偽の報告をした場合の罰則として正しいものはどれか。
ア．1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金。設置維持命令違反等と同じ扱いとする。
イ．6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金。無資格工事等と同じ扱いとする。
ウ．30万円以下の罰金または拘留。点検結果の未報告・虚偽報告に適用される罰則。
エ．免状の自動失効だけで刑事罰はない。資格処分のみで処理されるとする。

答え・4肢解説

正答：ウ．30万円以下の罰金または拘留。点検結果の未報告・虚偽報告に適用される罰則。
ア：設置維持命令違反等の罰則と混同している。
イ：無資格工事等の罰則と混同している。
ウ：消防法第44条および消防庁・東京消防庁の公的案内では、点検結果の未報告・虚偽報告は30万円以下の罰金または拘留となり得る。
エ：未報告・虚偽報告には刑事罰規定がある。
総合解説：点検報告制度では、実施するだけでなく正しく報告することまで法的義務である。

問題 080 | 命令・罰則・特例

消防用設備等の技術基準が改正された際、既存の防火対象物に設置済みの設備についての消防法第17条の2の5の基本的な考え方として適切なものはどれか。
ア．基準改正があれば、すべての既存設備に例外なく即日新基準が遡及する。
イ．既存設備には将来にわたり一切の消防法令が適用されない。
ウ．既存不遡及は消防設備士免状の更新期限だけを定める制度である。
エ．一定の設備を除き、改正時に既存または工事中で新基準に適合しない設備には原則として新基準を適用せず、従前の基準を適用する仕組みがある。

答え・4肢解説

正答：エ．一定の設備を除き、改正時に既存または工事中で新基準に適合しない設備には原則として新基準を適用せず、従前の基準を適用する仕組みがある。
ア：法律は一定の既存設備について不遡及の仕組みを置いている。
イ：不遡及は無制限な免除ではなく、対象・例外が法定されている。
ウ：消防用設備等の技術基準の経過措置に関する制度である。
エ：第17条の2の5は既存不遡及の原則を定める一方、消火器・避難器具その他政令で定めるもの等には例外がある。
総合解説：「既存なら全部旧基準」「改正したら全部新基準」のどちらも誤り。原則と除外・例外を条文で確認する。

問題 081 | 設置対象・警戒区域

自動火災報知設備の設置対象を定める消防法施行令の中心条文はどれか。
ア．消防法施行令第21条。自動火災報知設備の設置基準を扱う条文。
イ．消防法施行令第11条。屋内消火栓設備の設置基準を扱う条文。
ウ．消防法施行令第22条。漏電火災警報器の設置基準を扱う条文。
エ．消防法施行令第23条。消防機関へ通報する火災報知設備を扱う条文。

答え・4肢解説

正答：ア．消防法施行令第21条。自動火災報知設備の設置基準を扱う条文。
ア：自動火災報知設備に関する設置基準は消防法施行令第21条を中心に定められている。
イ：第11条は屋内消火栓設備の基準である。
ウ：第22条は漏電火災警報器の基準である。
エ：第23条は消防機関へ通報する火災報知設備の基準である。
総合解説：第4類では設備名と施行令条文の対応を区別する。自動火災報知設備は令第21条、ガス漏れは第21条の2、火災通報は第23条である。

問題 082 | 設置対象・警戒区域

自動火災報知設備における「警戒区域」の説明として最も適切なものはどれか。
ア．消防隊が放水できる最大面積
イ．火災が発生した区域を他の区域と区別して識別できる最小単位の区域
ウ．一台の消火器が有効に消火できる範囲
エ．防火対象物の敷地境界から50m以内の区域

答え・4肢解説

正答：イ．火災が発生した区域を他の区域と区別して識別できる最小単位の区域
ア：放水範囲を示す用語ではない。
イ：警戒区域は、受信機等で火災発生区域を他の区域と区別して識別するための最小単位である。
ウ：消火器の能力単位に関する用語ではない。
エ：敷地の外周距離を定義するものではない。
総合解説：警戒区域は「発報した場所を特定する単位」である。感知区域とは別概念なので混同しない。

問題 083 | 設置対象・警戒区域

一般の自動火災報知設備で警戒区域を設定する場合の原則として正しいものはどれか。
ア．一の警戒区域は必ず3階以上にまたがるようにする。
イ．階数に関係なく延べ面積だけで警戒区域を設定する。
ウ．一の警戒区域は、原則として2以上の階にわたらないようにする。
エ．地下階は警戒区域を設定しなくてよい。

答え・4肢解説

正答：ウ．一の警戒区域は、原則として2以上の階にわたらないようにする。
ア：警戒区域を多層にまたがらせることを原則とはしていない。
イ：階に関する制限もある。
ウ：警戒区域は原則として2以上の階にまたがらないよう設定する。
エ：地下階であることのみを理由に警戒区域を不要とする規定ではない。
総合解説：火災表示を見て発生階を容易に特定できるよう、警戒区域は原則として階をまたがせない。例外は限定的に扱う。

問題 084 | 設置対象・警戒区域

一の警戒区域が2の階にわたってもよい例として、消防用設備等の試験基準に適合するものはどれか。
ア．面積が1,500㎡で3の階にわたる場合
イ．面積に関係なく5の階にわたる場合
ウ．延べ面積が600㎡を超える建物では警戒区域を設定しない場合
エ．一の警戒区域の面積が500㎡以下で、2の階にわたる場合

答え・4肢解説

正答：エ．一の警戒区域の面積が500㎡以下で、2の階にわたる場合
ア：面積・階数とも例外要件を超える。
イ：階数無制限の例外ではない。
ウ：建物規模が大きいことを理由に警戒区域自体を省略することはできない。
エ：試験基準では、警戒区域の面積が500㎡以下で2の階にわたる場合は、階をまたがない原則の例外として扱われる。
総合解説：例外は「警戒区域の面積500㎡以下かつ2階にわたる場合」等に限られる。数値を600㎡の一般上限と混同しない。

問題 085 | 設置対象・警戒区域

階段やエレベーター昇降路等に煙感知器を設ける場合の警戒区域について、適切な説明はどれか。
ア．階段・エレベーター昇降路等は、一定の条件で2以上の階にわたる警戒区域とすることが認められる。
イ．縦穴部分は自動火災報知設備の対象外なので感知器を設けない。
ウ．縦穴部分は必ず各1㎡ごとに独立した警戒区域とする。
エ．階段では熱感知器以外を使用してはならない。

答え・4肢解説

正答：ア．階段・エレベーター昇降路等は、一定の条件で2以上の階にわたる警戒区域とすることが認められる。
ア：縦方向に連続する階段や昇降路等は、煙感知器を設ける場合に階をまたぐ警戒区域の例外となり得る。
イ：縦穴部分に煙感知器を設ける基準が存在する。
ウ：そのような1㎡単位の規定ではない。
エ：階段等では煙感知器が重要な役割を持つ。
総合解説：警戒区域の階制限には、階段・エレベーター昇降路等の縦穴で煙感知器を設ける場合などの例外がある。

問題 086 | 設置対象・警戒区域

一般の自動火災報知設備について、警戒区域を通常の条件で設定する場合の面積基準として正しいものはどれか。
ア．特定小規模施設の300㎡未満という基準を、そのまま一般自火報の警戒区域上限に用いる。
イ．一の警戒区域は原則として600㎡以下とする。
ウ．共同住宅用自火報の1,500㎡以下という基準を、一般自火報にも一律適用する。
エ．見通し条件の有無にかかわらず3,000㎡以下まで一警戒区域にできる。

答え・4肢解説

正答：イ．一の警戒区域は原則として600㎡以下とする。
ア：300㎡未満は特定小規模施設等で重要な数値だが、一般自火報の警戒区域の原則上限ではない。
イ：一般の警戒区域は原則として600㎡以下とする。
ウ：1,500㎡は共同住宅用自動火災報知設備で現れる基準であり、一般自火報の原則とは異なる。
エ：一般自火報の一警戒区域として大きすぎ、見通しによる緩和基準とも一致しない。
総合解説：一般自火報の警戒区域は「600㎡以下」が基本。共同住宅用の1,500㎡と区別する。

問題 087 | 設置対象・警戒区域

- 主要な出入口から警戒区域の内部を見通せる場合に適用できる、一般自火報の警戒区域面積の緩和として正しいものはどれか。
- ア：見通せる場合でも原則の600㎡を一切緩和できない。
 - イ：共同住宅用自火報の基準を準用し、1,500㎡以下まで拡大できる。
 - ウ：見通し条件を満たす場合は、一の警戒区域を1,000㎡以下とすることができる。
 - エ：見通しが確保されれば面積上限そのものがなくなる。

答え・4肢解説

- 正答：ウ。見通し条件を満たす場合は、一の警戒区域を1,000㎡以下とすることができる。
- ア：主要な出入口から内部を見通せる場合には1,000㎡以下までの緩和がある。
- イ：1,500㎡は共同住宅用自火報で現れる数値であり、一般自火報の見通し例外ではない。
- ウ：主要な出入口から内部を見通すことができる場合は、警戒区域を1,000㎡以下とすることができる。
- エ：見通し条件を満たしても上限は1,000㎡以下である。
- 総合解説：原則600㎡、主要出入口から内部を見通せる場合は1,000㎡以下。条件付きの緩和なので、単に面積だけで判断しない。

問題 088 | 設置対象・警戒区域

- 一般の自動火災報知設備で警戒区域の形状を決める際、一辺の長さに関する原則として正しいものはどれか。
- ア：地区音響装置までの25mという基準を、警戒区域の一辺にも適用する。
 - イ：面積が600㎡以下なら一辺の長さには制限がない。
 - ウ：光電式分離型感知器の特例にかかわらず、すべて150m以下まで認められる。
 - エ：一辺の長さは原則として50m以下とする。

答え・4肢解説

- 正答：エ。一辺の長さは原則として50m以下とする。
- ア：25mは地区音響装置までの水平距離で重要な数値であり、警戒区域の一辺の原則ではない。
- イ：面積基準とは別に一辺の長さの基準もある。
- ウ：一般基準は50m以下であり、光電式分離型にも別の上限がある。
- エ：警戒区域の一辺の長さは原則50m以下とされる。
- 総合解説：警戒区域は面積だけでなく形状にも制約があり、一辺50m以下が原則となる。

問題 089 | 設置対象・警戒区域

光電式分離型感知器を設ける警戒区域について、一辺の長さの扱いとして正しいものはどれか。

ア．100m以下とすることができる。

イ．一般の50mより短い20m以下にしなければならない。

ウ．一辺の長さに制限はなくなる。

エ．必ず500m以下とする。

答え・4肢解説

正答：ア．100m以下とすることができる。

ア：光電式分離型感知器を設ける場合は、一辺の長さを100m以下とすることが認められる。

イ：光電式分離型ではむしろ100mまでの特例がある。

ウ：上限がなくなるわけではない。

エ：500mという基準ではない。

総合解説：光電式分離型感知器では一辺100m以下という特例がある。一般の50mと対比して覚える。

問題 090 | 設置対象・警戒区域

特定小規模施設用自動火災報知設備について正しい説明はどれか。

ア．面積や用途に関係なく、すべての建物で通常の自火報を任意に置き換えられる。

イ．法令で定める特定小規模施設において、通常の自動火災報知設備に代えて用いることができる設備である。

ウ．消防設備士が口頭で認めれば法令基準を無視して設置できる。

エ．住宅用火災警報器と完全に同じ制度である。

答え・4肢解説

正答：イ．法令で定める特定小規模施設において、通常の自動火災報知設備に代えて用いることができる設備である。

ア：適用対象は法令で定める特定小規模施設に限定される。

イ：特小自火報は、令第29条の4に基づく省令等の基準に適合する特定小規模施設で用いる代替設備である。

ウ：法令・告示の技術基準に適合する必要がある。

エ：特小自火報は消防用設備等として独自の基準を持つ。

総合解説：代替設備は「簡易だから自由に使える」のではなく、対象施設と技術基準が定められている。

問題 091 | 設置対象・警戒区域

特定小規模施設の基本的な規模要件として、東京消防庁の現行基準で示される代表的なものはどれか。

ア．すべて延べ面積3,000㎡以上のもの

イ．床面積が必ず10,000㎡を超えるもの

ウ．令第21条の一定の対象のうち、延べ面積又は床面積が300㎡未満のもの

エ．面積要件は一切なく、用途だけで決まる。

答え・4肢解説

正答：ウ．令第21条の一定の対象のうち、延べ面積又は床面積が300㎡未満のもの

ア：特定小規模施設という制度趣旨と逆である。

イ：そのような大規模施設だけを対象とする制度ではない。

ウ：特小省令の対象となる特定小規模施設には、令第21条の一定の対象で延べ面積または床面積が300㎡未満のものが含まれる。

エ：用途だけでなく面積等の要件もある。

総合解説：特小自火報の適用は細かな用途要件も伴うが、代表的な規模基準として「300㎡未満」が重要である。

問題 092 | 設置対象・警戒区域

自動火災報知設備と住宅用火災警報器の違いとして適切なものはどれか。

ア．両者は名称だけが違い、根拠条文も構成も完全に同じである。

イ．住宅用火災警報器には必ず受信機と発信機が必要である。

ウ．自動火災報知設備は火災を感知せず、消火だけを行う設備である。

エ．自動火災報知設備は感知器、受信機、地区音響装置、発信機等で構成される消防用設備等で、住宅用火災警報器とは法令上の位置付けが異なる。

答え・4肢解説

正答：エ．自動火災報知設備は感知器、受信機、地区音響装置、発信機等で構成される消防用設備等で、住宅用火災警報器とは法令上の位置付けが異なる。

ア：根拠法令・対象・構成が異なる。

イ：一般の住宅用火災警報器は自火報のような受信機・発信機構成を必須としない。

ウ：自火報は火災を自動感知し報知する警報設備である。

エ：消防庁の公的整理では、自火報は複数の構成機器を持つ消防用設備等であり、住警器とは根拠条文・義務対象・構成が異なる。

総合解説：「建物内の火災を知らせる」という目的が似ていても、消防法上の設備区分と技術基準は別である。

問題 093 | 設置対象・警戒区域

自動火災報知設備の設置義務を判定する考え方として最も適切なものはどれか。

ア．防火対象物の用途、延べ面積だけでなく、地階・無窓階など特定の階や部分の床面積によって設置義務が生じる場合もある。

イ．必ず建物の高さだけで判定し、用途や面積は考慮しない。

ウ．必ず延べ面積だけで判定し、階ごとの条件は一切ない。

エ．消防設備士の経験年数だけで設置義務が決まる。

答え・4肢解説

正答：ア．防火対象物の用途、延べ面積だけでなく、地階・無窓階など特定の階や部分の床面積によって設置義務が生じる場合もある。

ア：令第21条は用途・規模に加え、地階や無窓階など特定部分を基準に義務付ける規定も含む。

イ：用途・面積・階の条件等を総合して判定する。

ウ：地階・無窓階等の部分基準もある。

エ：設置義務は防火対象物の法令要件で決まる。

総合解説：実務では「用途→全体規模→特定の階・部分→特例・代替設備」の順に確認すると判定ミスを減らせる。

問題 094 | 感知器の設置基準

自動火災報知設備の「感知区域」を区画するはり等の突出寸法について、適切な組合せはどれか。

ア．一般0.1m・煙0.2m。小さな突出でも感知区域を分ける考え方。

イ．一般0.4m以上・差動式分布型または煙0.6m以上。感知器種別に応じた区画寸法を用いる。

ウ．一般0.6m・煙0.4m。一般と煙の必要突出寸法を逆にする考え方。

エ．一律1.5m。吹出口からの離隔値を感知区域の区画寸法に流用する考え方。

答え・4肢解説

正答：イ．一般0.4m以上・差動式分布型または煙0.6m以上。感知器種別に応じた区画寸法を用いる。

ア：法令運用上の区画寸法より小さい。

イ：感知区域は、壁または取付面から0.4m（差動式分布型・煙感知器では0.6m）以上突出したはり等で区画された部分をいう。

ウ：大小関係が逆である。

エ：1.5mは換気口等との離隔で現れる数値であり、感知区域の区画寸法ではない。

総合解説：警戒区域は受信機表示の単位、感知区域はりり等で区画される感知器配置上の単位。数値も別に覚える。

問題 095 | 感知器の設置基準

差動式スポット型などの熱感知器を天井面に設ける場合、壁またははりからの離隔として適切なものはどれか。

ア．壁に密着させる。
イ．0.1m以上でよい。
ウ．0.4m以上離す。
エ．必ず3m以上離す。

答え・4肢解説

正答：ウ．0.4m以上離す。
ア：熱の流れを妨げるおそれがあり、基準に適合しない。
イ：0.4m以上が基準である。
ウ：熱感知器（差動式・定温式・補償式スポット型等）は、天井設置では壁またははりから0.4m以上離す基準が示されている。
エ：過大であり、基準値ではない。
総合解説：熱感知器の天井設置では「壁・はりから0.4m以上」が基本。煙感知器の0.6mと対比する。

問題 096 | 感知器の設置基準

煙感知器を天井面に設ける場合、壁またははりからの離隔として正しいものはどれか。

ア．0.1m以内に近づける。
イ．0.4m以上で種類を問わず同じである。
ウ．必ず5m以上離す。
エ．0.6m以上離す。

答え・4肢解説

正答：エ．0.6m以上離す。
ア：煙の流入を妨げるおそれがあり、基準に適合しない。
イ：0.4mは主に熱感知器側の基準であり、煙感知器は0.6m以上。
ウ：そのような離隔基準ではない。
エ：煙感知器は壁またははりから0.6m以上離れた位置に設置するのが基本である。
総合解説：煙は天井付近に流動するため、壁・はりの影響を避ける配置が重要である。

問題 097 | 感知器の設置基準

熱感知器または煙感知器を基準に従って壁の屋内面に設ける場合、天井からの位置として適切なものはどれか。

- ア．天井から下方0.15m以上0.5m以内
- イ．床面から0.15m以内
- ウ．天井から1.5m以上2.0m以内
- エ．壁面のどこでもよく高さ制限はない。

答え・4肢解説

正答：ア．天井から下方0.15m以上0.5m以内

ア：壁面設置では天井から下方0.15m以上0.5m以内の範囲とする基準が示されている。

イ：壁面設置の基準は天井からの距離で考える。

ウ：基準より低すぎる位置となる。

エ：有効な感知のため設置範囲が定められている。

総合解説：壁面設置では「天井から0.15～0.5m下方」が基本となる。

問題 098 | 感知器の設置基準

感知器の設置場所に関する基本原則として適切なものはどれか。

- ア．点検できない密閉空間に必ず隠して設ける。
- イ．火災を有効に感知でき、点検その他の維持管理ができる場所に設ける。
- ウ．火災を感知しにくい場所ほど優先して設ける。
- エ．設備完成後は一切点検しない前提で設ける。

答え・4肢解説

正答：イ．火災を有効に感知でき、点検その他の維持管理ができる場所に設ける。

ア：維持管理できない配置は不適切。

イ：感知器は火災感知性能だけでなく、点検・維持管理が可能で、機能障害を受けにくい場所に設ける必要がある。

ウ：有効に火災を感知できることが必要。

エ：消防用設備等は維持管理・点検が必要である。

総合解説：「有効な感知」と「維持管理可能性」の両方を満たすことが重要である。

問題 099 | 感知器の設置基準

換気口等の空気吹出し口が天井面にある場合、一般のスポット型感知器等の設置として適切なものはどれか。

ア．吹出し口の真上に必ず密着させる。

イ．離隔は0.1mあれば常に十分である。

ウ．吹出し口から1.5m以上離して設ける。

エ．換気口のある室には感知器を一切設けない。

答え・4肢解説

正答：ウ．吹出し口から1.5m以上離して設ける。

ア：強い気流の影響を受ける配置は不適切。

イ：基準は原則1.5m以上である。

ウ：空気吹出し口の気流で熱や煙が流される影響を避けるため、原則1.5m以上離す。

エ：換気口があるだけで設置対象外になるわけではない。

総合解説：気流は非火災報や感知遅れの原因となるため、換気口との位置関係を確認する。

問題 100 | 感知器の設置基準

定温式の性能を有する感知器を設ける場所の周囲温度について、適切な考え方はどれか。

ア．周囲温度が公称作動温度を常時10℃上回る場所に設ける。

イ．周囲温度は一切考慮しなくてよい。

ウ．公称作動温度と周囲温度を常に同一にする。

エ．周囲温度が公称作動温度または公称定温点より20℃以上低い場所に設ける。

答え・4肢解説

正答：エ．周囲温度が公称作動温度または公称定温点より20℃以上低い場所に設ける。

ア：通常状態で作動域に入るおそれがあり不適切。

イ：感知器の適応性判断で周囲温度は重要。

ウ：非火災報の原因となり得る。

エ：通常温度で誤作動しないよう、周囲温度と作動温度の間に20℃以上の余裕を確保する基準が示されている。

総合解説：定温式は設置環境の通常温度に対して十分な温度差を持つ機種を選ぶ。

問題 101 | 感知器の設置基準

天井面に設ける煙感知器（壁面設置を除く）の下端位置として適切なものはどれか。

- ア．取付け面の下方0.6m以内
- イ．取付け面の下方2m以上
- ウ．床面から0.3m以内
- エ．取付け面からの距離は無制限

答え・4肢解説

正答：ア．取付け面の下方0.6m以内

- ア：煙感知器の下端は、取付け面の下方0.6m以内に設ける基準が示されている。
 - イ：煙の集積位置から離れすぎる。
 - ウ：重い可燃性ガス検知器の設置位置と混同している。
 - エ：有効感知のため位置基準がある。
- 総合解説：煙感知器は天井付近の煙を捉えるため、取付け面から大きく離さない。

問題 102 | 感知器の設置基準

天井面に設ける差動式・定温式スポット型感知器等の下端位置として適切なものはどれか。

- ア．取付け面の下方1.5m以上
- イ．取付け面の下方0.3m以内
- ウ．床面に直接置く。
- エ．取付け面の下方0.6mを超えれば超えるほどよい。

答え・4肢解説

正答：イ．取付け面の下方0.3m以内

- ア：熱気流を適切に感知しにくくなる。
 - イ：熱系のスポット型感知器等は、取付け面の下方0.3m以内に設ける基準が示されている。
 - ウ：天井・壁等の所定位置に設ける設備である。
 - エ：大きく離す設置は基準に適合しない。
- 総合解説：熱感知器の0.3m、煙感知器の0.6mを対比して覚える。

問題 103 | 感知器の設置基準

炎感知器を室内に設ける際の考え方として適切なものはどれか。

ア．床面から1.2mまでの範囲は一切監視しない。

イ．公称監視距離を超えても未監視部分があってもよい。

ウ．床面から高さ1.2mまでの監視空間の各部分が、公称監視距離内となるよう配置する。

エ．炎感知器は必ず床面に伏せて設置する。

答え・4肢解説

正答：ウ．床面から高さ1.2mまでの監視空間の各部分が、公称監視距離内となるよう配置する。

ア：炎感知器ではその空間を有効に監視するよう配置する。

イ：未監視部分を生じさせないことが基本。

ウ：炎感知器は視野と監視距離によって監視するため、監視空間の各部分を公称監視距離内に収める必要がある。

エ：視野を確保して火炎を監視できる位置に設ける。

総合解説：炎感知器は熱・煙感知器とは異なり、視野内で炎を捉える機器。障害物と公称監視距離が重要になる。

問題 104 | 感知器の設置基準

炎感知器の監視空間内に高さ1.2mを超える大きな障害物があり、その背後が感知器から見えない。適切な対応はどれか。

ア．障害物があるほど感知しやすいので何もしない。

イ．受信機を撤去すれば未監視部分を許容できる。

ウ．地区音響装置を増設すれば感知器の死角は解消される。

エ．障害物で監視できない部分を監視する感知器を別に設ける。

答え・4肢解説

正答：エ．障害物で監視できない部分を監視する感知器を別に設ける。

ア：遮蔽は炎の検知を妨げる。

イ：受信機の有無で未監視部分が正当化されるわけではない。

ウ：音響装置は報知設備であり、炎の監視死角を解消しない。

エ：炎感知器は視線が遮られると有効に監視できないため、障害物背後等を別の感知器で監視する。

総合解説：炎感知器では柵・機械等による遮光を設計段階で確認し、死角をなくす。

問題 105 | 感知器の設置基準

非火災報を減らすための感知器選定として適切なものはどれか。
ア．設置場所の高さ、温度、煙・蒸気・粉じん等の環境を考慮し、その場所に適応する種類を選ぶ。
イ．すべての場所に同じ種類の煙感知器だけを使用する。
ウ．調理煙が常時発生する場所ほど煙感知器を無条件に増設する。
エ．設置高さは感知器選定に影響しない。

答え・4肢解説

正答：ア．設置場所の高さ、温度、煙・蒸気・粉じん等の環境を考慮し、その場所に適応する種類を選ぶ。
ア：感知器は単に感度が高いものを選ぶのではなく、火災を確実に感知しつつ非火災報を生じにくい種類を選定する。
イ：環境によって適応する感知器種別は異なる。
ウ：非火災報の要因を考慮した選定が必要。
エ：取付け面の高さは使用できる感知器種別の重要条件である。
総合解説：試験対策では「感度が高い＝常に適切」ではない。場所の環境と火災性状に適した感知器を選ぶ。

問題 106 | 受信機・発信機・地区音響・配線

自動火災報知設備の受信機を設ける場所として最も適切なものはどれか。
ア．通常は施錠され誰も立ち入れない倉庫の最奥部
イ．守衛室・防災センター等の常時人がいる場所で、機能に障害を与える環境でない場所
ウ．高温多湿で機器に結露が生じる場所
エ．屋外で雨水が直接かかる場所に無防護で設ける。

答え・4肢解説

正答：イ．守衛室・防災センター等の常時人がいる場所で、機能に障害を与える環境でない場所
ア：火災表示の確認・操作が遅れるため不適切。
イ：受信機は火災表示を迅速に確認・対応できる常時人のいる場所に設け、温度・湿度・振動等の悪影響を避ける。
ウ：受信機の機能障害のおそれがある。
エ：環境からの保護が必要である。
総合解説：受信機は「常時人がいる」「表示・操作しやすい」「環境影響を受けない」を押さえる。

問題 107 | 受信機・発信機・地区音響・配線

受信機の設置環境として不適切なものはどれか。
ア．常時人がいて火災表示を確認しやすい防災センター
イ．機器の操作と点検が容易な場所
ウ．温度・湿度・衝撃・振動により機能障害を受けるおそれがある場所
エ．機器が損傷を受けにくい場所

答え・4肢解説

正答：ウ．温度・湿度・衝撃・振動により機能障害を受けるおそれがある場所
ア：一般に適切な設置場所である。
イ：維持管理上望ましい。
ウ：受信機は環境要因により機能障害を受けない場所に設ける必要がある。
エ：受信機保護の観点から適切である。
総合解説：受信機は設備全体の中核なので、設置環境による故障リスクを避ける。

問題 108 | 受信機・発信機・地区音響・配線

一般的な自動火災報知設備の構成機器として適切な組合せはどれか。
ア．消火器・屋内消火栓・避難はしごだけ
イ．スプリンクラーヘッドと加圧送水装置だけ
ウ．防火戸と排煙口だけ
エ．感知器・受信機・地区音響装置・発信機等

答え・4肢解説

正答：エ．感知器・受信機・地区音響装置・発信機等
ア：これらは別の消防用設備等である。
イ：スプリンクラー設備の主要構成であり、自火報の一般構成ではない。
ウ：建築・防排煙設備であり、自火報の構成機器そのものではない。
エ：消防庁の整理では自火報は感知器、受信機、地区音響装置、発信機等で構成される。
総合解説：第4類では機器単体ではなく、感知→受信→表示・鳴動→手動発信という設備全体の流れを理解する。

問題 109 | 受信機・発信機・地区音響・配線

地区音響装置の説明として正しいものはどれか。
ア．受信機の地区音響鳴動装置からの信号を受け、音響または音声で火災の発生を報知する装置
イ．火災を直接消火するための放水装置
ウ．ガス濃度だけを測定して表示する装置
エ．消防機関へ電話をかけるためだけの装置

答え・4肢解説

正答：ア．受信機の地区音響鳴動装置からの信号を受け、音響または音声で火災の発生を報知する装置
ア：消防庁告示は地区音響装置を、受信機側からの信号で音響・音声警報を発する装置と定義する。
イ：地区音響装置は消火設備ではなく警報設備。
ウ：自火報の地区音響装置の定義ではない。
エ：それは火災通報装置の機能である。
総合解説：地区音響装置は「火災を建物内に知らせる」役割であり、感知器・受信機とは機能が異なる。

問題 110 | 受信機・発信機・地区音響・配線

地区音響装置の公称音圧として、消防庁告示に適合する組合せはどれか。
ア．音響60dB以上・音声60dB以上。両方式を同じ低い音圧基準とする。
イ．音響90dB以上・音声92dB以上。地区音響装置の方式別公称音圧基準を適用する。
ウ．音響70dB以上・音声70dB以上。戸外表示器等で用いる音圧水準を流用する。
エ．音響120dB以上・音声130dB以上。必要以上に高い音圧を法定最低値とみなす。

答え・4肢解説

正答：イ．音響90dB以上・音声92dB以上。地区音響装置の方式別公称音圧基準を適用する。
ア：基準より小さい。
イ：地区音響装置の基準では、音響警報90dB以上、音声警報92dB以上の公称音圧を求めている。
ウ：70dBは戸外表示器等で現れる数値で、地区音響装置の公称音圧とは異なる。
エ：そのような過大な基準ではない。
総合解説：地区音響装置の音圧は「1m前方での性能」と建物内での聞き取りやすさの両面を意識する。

問題 111 | 受信機・発信機・地区音響・配線

自動火災報知設備の地区音響装置を各階に配置する際、各部分から装置までの水平距離に関する原則として正しいものはどれか。

- ア．警戒区域の一辺50m以下という基準を、そのまま地区音響装置までの距離に用いる。
- イ．光電式分離型感知器の100m以下という特例を、地区音響装置にも適用する。
- ウ．各階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離を25m以下とする。
- エ．各階に1台あれば距離にかかわらずよい。

答え・4肢解説

正答：ウ．各階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離を25m以下とする。

- ア：50mは警戒区域の一辺の原則であり、地区音響装置の配置距離ではない。
 - イ：100mは光電式分離型を用いた警戒区域の一辺に関する特例であり、地区音響装置の配置基準ではない。
 - ウ：地区音響装置は各階ごとに、各部分から一の装置までの水平距離が25m以下となるよう配置する。
 - エ：各部分から地区音響装置までの水平距離を確保する必要がある。
- 総合解説：「25m」は地区音響装置までの水平距離、「50m」は警戒区域の一辺と区別する。

問題 112 | 受信機・発信機・地区音響・配線

地区音響装置の作動として適切なものはどれか。

- ア．感知器が作動しても手動操作があるまで絶対に鳴動してはならない。
- イ．受信機の電源が切れている場合だけ鳴動する。
- ウ．火災時には消火剤を放射する。
- エ．感知器の作動と連動して火災を有効に報知できるよう作動する。

答え・4肢解説

正答：エ．感知器の作動と連動して火災を有効に報知できるよう作動する。

- ア：自火報は感知器作動と連動して警報することが基本。
 - イ：通常の火災信号で作動する設備である。
 - ウ：音響・音声による報知装置であり、消火剤放射装置ではない。
 - エ：地区音響装置は感知器の火災信号等に連動し、建物内の必要範囲へ警報する。
- 総合解説：大規模防火対象物では区分鳴動などの方式もあるが、感知・受信した火災を有効に報知する点が本質。

問題 113 | 受信機・発信機・地区音響・配線

自動火災報知設備の発信機の押しボタンを設置する高さとして適切な範囲はどれか。

ア．床面または地盤面から0.8m以上1.5m以下
イ．床面から0.1m以下
ウ．床面から2.5m以上3m以下
エ．高さに関する基準はない。

答え・4肢解説

正答：ア．床面または地盤面から0.8m以上1.5m以下
ア：発信機の押しボタンは、容易に操作できるよう0.8m以上1.5m以下の高さに設ける。
イ：操作性が悪く基準に適合しない。
ウ：通常の操作が困難である。
エ：操作性確保のため高さ基準がある。
総合解説：発信機は火災を発見した人が手動で容易に操作できる位置に設置する。

問題 114 | 受信機・発信機・地区音響・配線

発信機の周囲の表示として適切なものはどれか。

ア．発信機は見つからないよう壁内に隠す。
イ．発信機の直近に標識板を設け、常夜灯がない場合は標識灯等により視認できるようにする。
ウ．標識は防火対象物の屋外入口に一枚だけあればよい。
エ．表示は青色でなければならず、文字は不要である。

答え・4肢解説

正答：イ．発信機の直近に標識板を設け、常夜灯がない場合は標識灯等により視認できるようにする。
ア：緊急時に容易に操作できる視認性が必要。
イ：火災時に発信機を容易に見えできるよう、直近の標識と必要な照明表示が求められる。
ウ：発信機の直近に表示する。
エ：法令上の趣旨は発信機を容易に認識できること。
総合解説：発信機は「容易に操作できる高さ」と「容易に見えける標識」を一体で覚える。

問題 115 | 受信機・発信機・地区音響・配線

自動火災報知設備の常用電源に関する検査上の確認事項として適切なものはどれか。

ア．一般照明と同じ開閉器にまとめ、自由に切れるようにする。

イ．コンセントから延長コードで常時給電する。

ウ．開閉器を専用とし、電源までの配線途中で他の配線を分岐させない。

エ．非常時は電源が不要なので常用電源を設けない。

答え・4肢解説

正答：ウ．開閉器を専用とし、電源までの配線途中で他の配線を分岐させない。

ア：誤遮断や他回路故障の影響を受けるため不適切。

イ：専用電源回路の考え方に反する。

ウ：自火報の電源が他負荷の事故や操作で失われにくいよう、専用回路・分岐なしとする。

エ：監視・警報機能を維持するため電源が必要。

総合解説：自火報は常時監視設備なので、電源の信頼性が重要。専用開閉器と表示も確認する。

問題 116 | ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ火災警報設備の設置基準を定める消防法施行令の中心条文はどれか。

ア．消防法施行令第21条。自動火災報知設備の規定を適用する。

イ．消防法施行令第22条。漏電火災警報器の規定を適用する。

ウ．消防法施行令第23条。消防機関への火災通報設備の規定を適用する。

エ．消防法施行令第21条の2。ガス漏れ火災警報設備の設置対象等を扱う。

答え・4肢解説

正答：エ．消防法施行令第21条の2。ガス漏れ火災警報設備の設置対象等を扱う。

ア：第21条は自動火災報知設備。

イ：第22条は漏電火災警報器。

ウ：第23条は消防機関へ通報する火災報知設備。

エ：ガス漏れ火災警報設備は消防法施行令第21条の2で設置対象等が定められる。

総合解説：第4類の条文対応では「自火報21、ガス21の2、火災通報23」を整理する。

問題 117 | ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ火災警報設備の設置対象に関する説明として適切なものはどれか。
ア．一定の温泉採取設備が内部に設けられた防火対象物も、令第21条の2の要件により設置対象となり得る。
イ．温泉に関する設備は消防法令の対象にならない。
ウ．温泉設備があれば必ず自動消火設備だけを設け、ガス警報は不要である。
エ．温泉の水温だけで設置義務が決まる。

答え・4肢解説

正答：ア．一定の温泉採取設備が内部に設けられた防火対象物も、令第21条の2の要件により設置対象となり得る。
ア：可燃性天然ガスが関係する温泉採取設備について、一定の防火対象物をガス漏れ火災警報設備の対象に追加する規定がある。
イ：可燃性天然ガスの危険を考慮した規定がある。
ウ：ガス漏れ火災警報設備の設置対象となり得る。
エ：設備の種類・ガス滞留のおそれ等が関係する。
総合解説：温泉採取時の可燃性天然ガス事故対策として、温泉井戸・ガス分離設備・ガス排出口等が規制対象となる場合がある。

問題 118 | ガス漏れ火災警報設備

検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合、検知器の下端位置として適切なものはどれか。
ア．床面から0.3m以内
イ．天井面等の下方0.3m以内
ウ．天井から3m以上離す
エ．設置高さは比重に関係しない

答え・4肢解説

正答：イ．天井面等の下方0.3m以内
ア：これは空気より重いガス側の配置と混同している。
イ：空気より軽いガスは上方に滞留しやすいため、検知器下端を天井面等の下方0.3m以内に設ける。
ウ：軽いガスの滞留位置から離れすぎる。
エ：ガスの比重により滞留位置が異なるため設置高さも異なる。
総合解説：ガス検知器は「軽いガス＝上」「重いガス＝下」という物理特性を法令数値と結び付けて覚える。

問題 119 | ガス漏れ火災警報設備

空気より軽いガスを検知する検知器と換気口等の空気吹出し口との位置関係として適切なものはどれか。

ア．吹出し口の正面に密着させる。

イ．0.1m離せば必ずよい。

ウ．吹出し口から1.5m以上離れた位置に設ける。

エ．換気設備がある室にはガス検知器を設置できない。

答え・4肢解説

正答：ウ．吹出し口から1.5m以上離れた位置に設ける。

ア：気流の影響で有効な検知を妨げる。

イ：基準は1.5m以上。

ウ：吹出し気流によりガスが拡散し検知が遅れるのを避けるため1.5m以上の離隔を取る。

エ：換気設備があるだけで設置不可ではない。

総合解説：ガス検知器も空気流の影響を受けるため、換気口・吸気口の位置を考慮する。

問題 120 | ガス漏れ火災警報設備

空気より軽い燃料用ガスを使用する燃焼器を警戒する場合、検知器の配置として基準に適合するものはどれか。

ア．空気より重いガスと同じく、燃焼器等から水平距離4m以内だけを基準とする。

イ．地区音響装置の配置基準を流用して、燃焼器等から水平距離25m以内とする。

ウ．天井付近に設ければ、燃焼器等からの水平距離は考慮しなくてよい。

エ．燃焼器またはガスが漏れるおそれのある貫通部から、水平距離8m以内に検知器を設ける。

答え・4肢解説

正答：エ．燃焼器またはガスが漏れるおそれのある貫通部から、水平距離8m以内に検知器を設ける。

ア：4mは空気より重いガス側の代表値であり、比重1未満のガスでは8m以内が基準。

イ：25mは地区音響装置に関する距離であり、ガス検知器の配置基準ではない。

ウ：高さだけでなく、燃焼器等からの水平距離も基準に含まれる。

エ：空気より軽いガスの場合、燃焼器または貫通部から水平距離8m以内となるよう設ける基準がある。

総合解説：軽いガス8m、重いガス4mという対比が重要。

問題 121 | ガス漏れ火災警報設備

空気より重い検知対象ガスが漏れるおそれのある室で、ガスが低所に滞留する性質を踏まえた検知器の設置位置として適切なものはどれか。

ア．床面の上方0.3m以内
イ．天井面の下方0.3m以内
ウ．床面から2m以上
エ．必ず屋外の屋根上に設置する

答え・4肢解説

正答：ア．床面の上方0.3m以内
ア：空気より重いガスは低所に滞留しやすいため、検知器上端を床面上方0.3m以内に設ける。
イ：空気より軽いガス側の配置。
ウ：ガスが床付近に滞留する特性に合わない。
エ：警戒する室内等の有効な位置に設ける。
総合解説：比重1以上では床面付近、比重1未満では天井付近。上下を逆にしない。

問題 122 | ガス漏れ火災警報設備

空気より重いガスを検知する場合、燃焼器または貫通部から検知器までの水平距離として適切な基準はどれか。

ア．8m以内。空気より軽いガスの代表的な水平距離を重いガスにも適用する。
イ．4m以内。空気より重いガスの燃焼器・貫通部からの水平距離基準を適用する。
ウ．25m以内。地区音響装置の配置距離を検知器配置に流用する。
エ．50m以内。警戒区域の一辺長の基準を検知器配置に流用する。

答え・4肢解説

正答：イ．4m以内。空気より重いガスの燃焼器・貫通部からの水平距離基準を適用する。
ア：8mは比重1未満の場合の代表値。
イ：比重1以上のガスでは燃焼器または貫通部から水平距離4m以内に設ける基準がある。
ウ：地区音響装置の配置距離と混同。
エ：警戒区域の一辺と混同。
総合解説：軽いガス8m、重いガス4mという水平距離の違いを整理する。

問題 123 | ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ検知器の設置として不適切なものはどれか。

- ア．点検その他の維持管理ができる位置
- イ．未警戒部分を生じないように配置された位置
- ウ．出入口付近で外部気流が頻繁に流通し、かつガス漏れの検知を妨げる障害物がある位置
- エ．ガス漏れを妨げる障害物がない位置

答え・4肢解説

正答：ウ．出入口付近で外部気流が頻繁に流通し、かつガス漏れの検知を妨げる障害物がある位置

- ア：適切な条件。
- イ：適切な条件。
- ウ：検知器はガスを有効に感知できる位置に設け、外部気流や障害物による検知阻害を避ける。
- エ：適切な条件。

総合解説：設置寸法を守っていても、気流や障害物でガスが検知器に到達しない配置は不適切。

問題 124 | ガス漏れ火災警報設備

温泉採取設備周辺にガス漏れ検知器を設ける場合の代表的な個数基準として正しいものはどれか。

- ア．周囲100mにつき1個でよい
- イ．設備1件につき必ず1個だけで、周長は考慮しない
- ウ．1㎡につき10個以上
- エ．設備の周囲の長さ10mにつき1個以上

答え・4肢解説

正答：エ．設備の周囲の長さ10mにつき1個以上

- ア：基準より粗すぎる。
 - イ：周囲長に応じた個数が必要。
 - ウ：そのような過大な基準ではない。
 - エ：温泉採取設備の周囲長10mにつき1個以上、有効にガスを検知できる場所に設ける基準が示されている。
- 総合解説：温泉採取設備では通常の燃焼器距離だけでなく、設備の周囲長に応じた配置と濃度表示装置等を確認する。

問題 125 | ガス漏れ火災警報設備

一般のガス漏れ検知器の性能基準として適切なものはどれか。
ア．ガス濃度が爆発下限界の4分の1以上で確実に作動し、200分の1以下では作動しない。
イ．爆発下限界を超えるまで絶対に作動しない。
ウ．ガス濃度に関係なく常時警報を出す。
エ．爆発下限界の2倍を超えたときだけ作動する。

答え・4肢解説

正答：ア．ガス濃度が爆発下限界の4分の1以上で確実に作動し、200分の1以下では作動しない。
ア：消防庁告示の一般基準では、爆発下限界の1/4以上で確実に作動し、1/200以下で作動しないことを求める。
イ：爆発濃度に達する前の早期警報が目的。
ウ：正常時に常時警報する設備ではない。
エ：危険濃度を大きく超えてからでは警報が遅すぎる。
総合解説：検知器は爆発危険に達する前に警報するよう設定される。特殊な設置条件では別の作動濃度基準が適用される場合もある。

問題 126 | ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ検知器が信号を発する濃度のガスに接したとき、信号または警報を発するまでの時間基準として適切なものはどれか。
ア．10分以内
イ．60秒以内
ウ．1時間以内
エ．時間基準は一切ない

答え・4肢解説

正答：イ．60秒以内
ア：ガス漏れ警報として遅すぎる。
イ：消防庁告示では、信号を発する濃度のガスに接した場合、60秒以内に信号（警報機能付きは警報を含む）を発することを求める。
ウ：安全上の警報設備として不適切。
エ：性能基準として応答時間が定められている。
総合解説：検知濃度だけでなく、検知してから信号を出すまでの応答性も性能基準の一部。

問題 127 | ガス漏れ火災警報設備

警報機能を有するガス漏れ検知器の警報音について、消防庁告示の基準として適切なものはどれか。

- ア．前方1mで20dB以上
- イ．前方1mで90dB以上が唯一の基準
- ウ．前方1m離れた位置で70dB以上
- エ．音圧に関する性能基準はない

答え・4肢解説

正答：ウ．前方1m離れた位置で70dB以上

ア：警報として小さすぎる。

イ：90dBは地区音響装置の音響警報で重要な値。ガス検知器内蔵警報の基準は70dB以上。

ウ：警報機能付き検知器は、前方1mで70dB以上の警報音圧を有することが求められる。

エ：告示で音圧基準が定められている。

総合解説：設備ごとに音圧基準が異なる。地区音響装置90/92dB、戸外表示器等70dBなどを混同しない。

問題 128 | 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準を定める消防法施行令の中心条文はどれか。

- ア．消防法施行令第21条。自動火災報知設備を扱う条文を適用する。
- イ．消防法施行令第21条の2。ガス漏れ火災警報設備を扱う条文を適用する。
- ウ．消防法施行令第24条。非常警報器具・非常警報設備を扱う条文を適用する。
- エ．消防法施行令第23条。消防機関へ通報する火災報知設備の設置対象等を扱う。

答え・4肢解説

正答：エ．消防法施行令第23条。消防機関へ通報する火災報知設備の設置対象等を扱う。

ア：第21条は自動火災報知設備。

イ：第21条の2はガス漏れ火災警報設備。

ウ：第24条は非常警報器具・非常警報設備。

エ：消防機関へ通報する火災報知設備は、消防法施行令第23条で設置対象等が定められる。

総合解説：第4類の中でも「建物内へ知らせる自火報」と「消防機関へ通報する設備」を条文で区別する。

問題 129 | 消防機関へ通報する火災報知設備

消防法施行令第23条第1項第1号の設置対象として正しいものはどれか。
ア．令別表第1（6）項イ（1）～（3）およびロ、（16の2）項、（16の3）項の防火対象物
イ．すべての一般住宅
ウ．すべての事務所で面積1㎡以上のもの
エ．屋外の駐車場だけ

答え・4肢解説

正答：ア．令別表第1（6）項イ（1）～（3）およびロ、（16の2）項、（16の3）項の防火対象物
ア：これらの用途は令第23条第1項第1号に掲げられ、火災通報設備の設置対象となる。
イ：一般住宅を一律に同条第1号の対象とする規定ではない。
ウ：事務所を一律に第1号対象とする規定ではない。
エ：令第23条第1項第1号の列举とは異なる。
総合解説：病院・社会福祉施設等の一部は、避難困難性等を考慮して強い通報義務が設定されている。

問題 130 | 消防機関へ通報する火災報知設備

劇場・物品販売店舗・宿泊施設など、令第23条第1項第2号に属する一定用途について、火災通報設備の設置を判断する代表的な延べ面積基準はどれか。
ア．延べ面積50㎡以上。小規模段階から一律に設置対象とする考え方。
イ．延べ面積500㎡以上。令第23条第1項第2号の一定用途に用いる代表基準。
ウ．延べ面積5,000㎡以上。大規模施設だけを対象とする考え方。
エ．面積基準なし。用途や規模を問わず全て一律に設置する考え方。

答え・4肢解説

正答：イ．延べ面積500㎡以上。令第23条第1項第2号の一定用途に用いる代表基準。
ア：第2号の代表基準より小さい。
イ：同項第2号では、劇場・物販・宿泊施設等を含む一定用途に対して延べ面積500㎡以上を基準とする。
ウ：第2号の基準より大きい。
エ：用途区分により500㎡・1000㎡等に分かれる。
総合解説：火災通報設備は用途によって面積基準が異なるため、500㎡群と1,000㎡群を区別する。

問題 131 | 消防機関へ通報する火災報知設備

飲食店・共同住宅・学校・事務所など、令第23条第1項第3号に属する一定用途について、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を判断する代表的な延べ面積基準はどれか。

- ア．100㎡以上で、用途区分に関係なく設置対象とする。
- イ．500㎡以上を全用途共通の基準とする。
- ウ．一定の用途の防火対象物で延べ面積1,000㎡以上
- エ．10,000㎡以上になるまで火災通報設備は不要とする。

答え・4肢解説

正答：ウ．一定の用途の防火対象物で延べ面積1,000㎡以上

ア：第3号の代表基準より小さく、用途区分も無視している。

イ：500㎡群と1,000㎡群に分かれるため、全用途共通ではない。

ウ：同項第3号では、飲食店、共同住宅、学校、事務所等を含む一定用途に延べ面積1,000㎡以上の基準が設定される。

エ：第3号の代表基準より大きすぎる。

総合解説：用途別の設置基準を覚える際は、対象用途のグループと面積をセットで整理する。

問題 132 | 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備について、令第23条第1項ただし書に関連する「消防機関から近い場所」の基準として、一般の対象物に示されるものはどれか。

- ア．直線距離50m以下のみ
- イ．自動車走行距離5km以下
- ウ．消防機関からの距離は一切考慮しない
- エ．消防機関からの歩行距離が500m以下である場所

答え・4肢解説

正答：エ．消防機関からの歩行距離が500m以下である場所

ア：基準は原則として歩行距離500m以下。

イ：その基準ではない。

ウ：ただし書に関する距離基準が存在する。

エ：規則では、一定の防火対象物を除き、消防機関からの歩行距離500m以下の場所を令第23条第1項ただし書の場所として定める。

総合解説：この除外は全ての用途に無条件で適用されるわけではない。用途による例外を確認する。

問題 133 | 消防機関へ通報する火災報知設備

令第23条第3項による電話の設置と火災通報設備の関係として適切なものはどれか。
ア．一定の除外用途を除き、消防機関へ常時通報できる電話を設置した場合、火災通報設備を設置しないことができる場合がある。
イ．どの用途でも携帯電話を1台置けば必ず火災通報設備を省略できる。
ウ．電話を設置すると自動火災報知設備も必ず省略できる。
エ．電話があると消防法の全ての設備義務がなくなる。

答え・4肢解説

正答：ア．一定の除外用途を除き、消防機関へ常時通報できる電話を設置した場合、火災通報設備を設置しないことができる場合がある。
ア：令第23条第3項は、一定の防火対象物で常時通報できる電話を設けた場合の代替を認める。ただし対象外の用途がある。
イ：代替できない用途があり、地域の特例とは別に法令条件がある。
ウ：電話代替は火災通報設備に関する規定であり、自火報の義務とは別。
エ：そのような包括的免除ではない。
総合解説：「電話があれば常に不要」と単純化しない。令第23条第3項の除外用途と、自治体による令32条特例は別々に整理する。

問題 134 | 消防機関へ通報する火災報知設備

火災通報装置の説明として正しいものはどれか。
ア．建物内でベルを鳴らすだけの装置
イ．手動起動または自火報感知器との連動により電話回線で消防機関を呼び出し、蓄積音声情報を送出し、通話もできる装置
ウ．ガス濃度を測定するだけの装置
エ．消火剤を自動放射する装置

答え・4肢解説

正答：イ．手動起動または自火報感知器との連動により電話回線で消防機関を呼び出し、蓄積音声情報を送出し、通話もできる装置
ア：それは地区音響装置等の機能で、消防機関への通報機能がない。
イ：消防庁告示は火災通報装置を、電話回線による自動呼出し・蓄積音声情報・通話機能を持つ装置として定義する。
ウ：ガス漏れ検知器の説明である。
エ：消火設備ではない。
総合解説：火災通報装置は「119への自動発信 + 蓄積音声 + 通話」が中心機能。

問題 135 | 消防機関へ通報する火災報知設備

令別表第1（6）項イ（1）（2）やロ等の一定の防火対象物に火災通報装置を設ける場合の連動起動について正しいものはどれか。

ア．自火報との連動は禁止されている。

イ．必ず消防職員が現場で押さなければ起動してはならない。

ウ．原則として自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させる。

エ．火災通報装置はガス漏れ検知器とだけ連動する。

答え・4肢解説

正答：ウ．原則として自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させる。

ア：一定用途では原則として連動起動が求められる。

イ：感知器との自動連動が制度化されている。

ウ：一定の病院・社会福祉施設等では、火災通報装置を自火報の感知器作動と連動させることが求められる。常時人がいる防災センターに両機器がある場合等の例外がある。

エ：自火報感知器との連動が重要。

総合解説：避難困難者がいる施設では、人的な通報遅れを減らすため自動連動が重視される。

問題 136 | 消防機関へ通報する火災報知設備

火災通報装置が接続された電話回線が通常通話で使用中のときに、火災通報装置を起動した。適切な機能はどれか。

ア．通常通話が終わるまで何時間でも待機する。

イ．回線が使用中なら装置は永久に停止する。

ウ．建物内の地区音響装置だけを鳴らし、消防機関へは発信しない。

エ．使用中の通話を切り離すなどして、火災通報を優先的に発信できる。

答え・4肢解説

正答：エ．使用中の通話を切り離すなどして、火災通報を優先的に発信できる。

ア：火災通報を優先する必要がある。

イ：緊急通報設備として不適切。

ウ：火災通報装置の主要目的は消防機関への通報である。

エ：消防庁告示は、回線使用中でも強制的に発信可能な状態にできる優先通報機能を求める。

総合解説：火災時に一般通話が消防への通報を妨げないように、回線優先機能が設けられる。

問題 137 | 消防機関へ通報する火災報知設備

火災通報装置の蓄積音声情報の送出について適切なものはどれか。
ア．原則として、消防機関側が受信したときに蓄積音声情報を冒頭から聞き取れるようにする。
イ．受信のタイミングに関係なく必ず文章の途中から送出する。
ウ．蓄積音声情報は設けてはならない。
エ．通報内容は無音でなければならない。

答え・4肢解説

正答：ア．原則として、消防機関側が受信したときに蓄積音声情報を冒頭から聞き取れるようにする。
ア：通報内容が途中からにならないよう、蓄積音声は常に冒頭から開始するか、一まとまりを全て聞き取れる措置が必要。
イ：必要情報を欠落させるため不適切。
ウ：火災通報装置の主要機能の一つ。
エ：火災情報を音声で伝える装置である。
総合解説：消防機関が所在地等の必要情報を確実に把握できるよう、通報音声の頭出しが規定される。

問題 138 | 消防機関へ通報する火災報知設備

火災通報装置が手動または自火報連動で作動した際の表示として適切なものはどれか。
ア．作動しても利用者には一切分からないようにする。
イ．作動したことを可視的または可聴的に確認できるようにする。
ウ．作動表示は消防機関側にだけあればよい。
エ．火災通報装置は起動表示機能を持ってはならない。

答え・4肢解説

正答：イ．作動したことを可視的または可聴的に確認できるようにする。
ア：作動確認ができることが要求される。
イ：起動したことを利用者が確認できる表示・音が必要である。
ウ：装置側でも作動を確認できる必要がある。
エ：告示の要求と逆。
総合解説：緊急通報が実際に開始されたかを現場で確認できることは、重複操作や通報失敗の発見に重要。

問題 139 | 共同住宅用等・総合事例判断

次のうち、消防設備士第4類の対象設備に含まれるものはどれか。

- ア．屋内消火栓設備
- イ．泡消火設備
- ウ．共同住宅用自動火災報知設備
- エ．消火器

答え・4肢解説

正答：ウ．共同住宅用自動火災報知設備

ア：第1類の対象。

イ：第2類の対象。

ウ：第4類には通常の自火報、ガス漏れ、火災通報に加え、共同住宅用・住戸用・特小・複合型居住施設用自火報等が含まれる。

エ：第6類の対象。

総合解説：第4類は警報設備の範囲が広く、共同住宅等向けの代替設備も対象に含まれる。

問題 140 | 共同住宅用等・総合事例判断

共同住宅用自動火災報知設備の構成・機能として適切なものはどれか。

- ア．消火器だけで構成される。
- イ．受信機や感知器を一切使用しないことが定義上必須である。
- ウ．ガス漏れ検知器だけで構成される。
- エ．受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、住戸の感知器の機能異常を住戸外から確認できる自動試験機能等を備える。

答え・4肢解説

正答：エ．受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、住戸の感知器の機能異常を住戸外から確認できる自動試験機能等を備える。

ア：警報設備であり消火器単体ではない。

イ：共同住宅用自火報は受信機・感知器等で構成される。

ウ：ガス漏れ火災警報設備とは別。

エ：特定共同住宅等省令は、共同住宅用自火報を受信機・感知器・戸外表示器等で構成し、自動試験または遠隔試験機能を有する設備として定義する。

総合解説：共同住宅では住戸内への立入りを減らしながら点検できるよう、自動・遠隔試験機能が重要な特徴となる。

問題 141 | 共同住宅用等・総合事例判断

共同住宅用自動火災報知設備の警戒区域について、原則として正しいものはどれか。

ア．2以上の階にわたらないようにする。

イ．必ず5階以上を一つの警戒区域にまとめる。

ウ．階数は考慮せず、建物全体を一警戒区域とする。

エ．住戸部分には警戒区域を設定しない。

答え・4肢解説

正答：ア．2以上の階にわたらないようにする。

ア：共同住宅用自火報でも警戒区域は原則として2以上の階にわたらない。

イ：原則と逆。

ウ：火災発生区域を特定できるよう警戒区域を設定する。

エ：住戸を含む設備全体で警戒区域を設定する。

総合解説：一般自火報と共通する「階をまたがない」原則があるが、共同住宅用には独自の面積・辺長基準もある。

問題 142 | 共同住宅用等・総合事例判断

共同住宅用自動火災報知設備の一の警戒区域として、原則に適合する組合せはどれか。

ア．面積600㎡以下・一辺25m以下。一般自火報の面積値と地区音響の距離値を組み合わせる。

イ．面積1,500㎡以下・一辺50m以下。共同住宅用自火報の原則的な警戒区域条件を用いる。

ウ．面積3,000㎡以下・一辺200m以下。原則を大幅に緩和した条件とする。

エ．面積上限なし・一辺10m以下。面積条件を設けず辺長だけで管理する。

答え・4肢解説

正答：イ．面積1,500㎡以下・一辺50m以下。共同住宅用自火報の原則的な警戒区域条件を用いる。

ア：600㎡は一般自火報、25mは地区音響装置の距離。

イ：特定共同住宅等省令では、共同住宅用自火報の一警戒区域は原則1,500㎡以下、一辺50m以下。一定の廊下型では一辺100m以下の例外がある。

ウ：基準を超える。

エ：面積・辺長の両方に基準がある。

総合解説：共同住宅用は一般自火報の600㎡より大きい1,500㎡が基本。設備種別ごとの数値を混同しない。

問題 143 | 共同住宅用等・総合事例判断

共同住宅用自動火災報知設備の感知器を設ける部分として適切なものはどれか。

ア．住戸内には感知器を一切設けない。

イ．建物の屋外敷地だけに感知器を設ける。

ウ．住戸・共用室・管理人室の居室や収納室、一定の倉庫・機械室、直接外気に開放されていない共用部分等

エ．受信機の内部だけに感知器を設ける。

答え・4肢解説

正答：ウ．住戸・共用室・管理人室の居室や収納室、一定の倉庫・機械室、直接外気に開放されていない共用部分等

ア：住戸の居室・収納室等が設置対象。

イ：建物内の所定部分を警戒する設備。

ウ：特定共同住宅等省令は、居室・収納室、倉庫・機械室等、閉鎖された共用部分などに感知器を設ける基準を定める。

エ：感知器は火災発生を有効に感知する場所に配置する。

総合解説：共同住宅用では、住戸内の火災を早期感知しつつ、共用部や設備室も必要に応じて警戒する。

問題 144 | 共同住宅用等・総合事例判断

特定共同住宅等で共同住宅用自動火災報知設備を用いる場合の考え方として正しいものはどれか。

ア．すべての共同住宅で法令条件を確認せず自由に置き換えられる。

イ．共同住宅用自火報を設けると他の消防法令を一切適用しない。

ウ．共同住宅用自火報は消防用設備等ではなく任意の家電である。

エ．省令で定める特定共同住宅等の構造類型・階数等の条件に適合する場合、通常の自動火災報知設備等に代えて用いることができる。

答え・4肢解説

正答：エ．省令で定める特定共同住宅等の構造類型・階数等の条件に適合する場合、通常の自動火災報知設備等に代えて用いることができる。

ア：対象・構造類型・階数・技術基準等の条件がある。

イ：代替される設備・範囲が定められているだけで、法令全体が不適用になるわけではない。

ウ：法令上の消防の用に供する設備等として基準が定められている。

エ：必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として、一定条件下で通常設備の代替が認められる。

総合解説：代替設備は、同等の防火安全性能を制度的に確認した上で使用される。

問題 145 | 共同住宅用等・総合事例判断

特定共同住宅等における「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備」の扱いとして適切なものはどれか。

ア．一定の構造類型・階数等の条件では、通常の自動火災報知設備等に代えて組合せて用いることができる。

イ．どの建物でも共同住宅用非常警報設備だけを置けば自火報を省略できる。

ウ．住戸用自火報は第4類と無関係である。

エ．住戸用自火報は火災を感知せず、避難器具としてのみ使う。

答え・4肢解説

正答：ア．一定の構造類型・階数等の条件では、通常の自動火災報知設備等に代えて組合せて用いることができる。

ア：省令は、一定の特定共同住宅等で住戸用自火報と共同住宅用非常警報設備の組合せを代替設備として認めている。

イ：対象と組合せ・技術基準が定められている。

ウ：消防設備士第4類の対象設備に含まれる。

エ：火災の感知・報知を行う設備である。

総合解説：共同住宅向け設備は単体名だけでなく、「どの構造類型で何を代替できるか」を制度として理解する。

問題 146 | 共同住宅用等・総合事例判断

共同住宅用自動火災報知設備等に用いる戸外表示器の機能として適切なものはどれか。

ア．住戸内へ消火水を放射する。

イ．住戸等で火災が発生した旨の信号を受信し、住戸外で火災の発生を報知する。

ウ．ガスの爆発下限界だけを測定する。

エ．消防機関への119番通報だけを行い、住戸外には表示しない。

答え・4肢解説

正答：イ．住戸等で火災が発生した旨の信号を受信し、住戸外で火災の発生を報知する。

ア：消火設備ではない。

イ：戸外表示器は住戸外から火災発生を確認・報知できるよう設ける機器である。

ウ：ガス漏れ検知器ではない。

エ：戸外表示器の主目的は住戸外での報知。

総合解説：共同住宅では火災住戸の外部表示により、居住者・管理者・消防隊等が発生場所を把握しやすくなる。

問題 147 | 共同住宅用等・総合事例判断

戸外表示器に設ける音声警報装置の音圧として、消防庁告示に適合するものはどれか。

- ア．1mで30dB以上
- イ．1mで90dB以上のみが必須
- ウ．1m離れた位置で70dB以上
- エ．音圧は規定されていない

答え・4肢解説

正答：ウ．1m離れた位置で70dB以上

ア：基準より小さい。

イ：90dBは一般の地区音響装置の音響警報で重要な値。戸外表示器は70dB以上。

ウ：戸外表示器の基準では、音声警報装置の音圧を1m離れた位置で70dB以上とする。

エ：告示で基準が定められている。

総合解説：第4類では似た音圧値が多い。機器ごとの基準をセットで覚える。

問題 148 | 共同住宅用等・総合事例判断

連動型警報機能付感知器を用いた特定小規模施設用自動火災報知設備について、適切な説明はどれか。

- ア．受信機・発信機・地区音響装置を必ず各10台以上設ける。
- イ．連動型感知器は他の感知器からの火災信号を受信しても警報してはならない。
- ウ．特小自火報では無線の到達状況を確認する必要がない。
- エ．すべての感知器が連動型警報機能付感知器で所定の方式とする場合、受信機・発信機・地区音響装置を設けない構成が可能である。

答え・4肢解説

正答：エ．すべての感知器が連動型警報機能付感知器で所定の方式とする場合、受信機・発信機・地区音響装置を設けない構成が可能である。

ア：そのような台数基準ではなく、省略できる方式がある。

イ：連動して警報する機能が特徴。

ウ：無線式では施設全体へ確実に報知できるか事前確認が重要。

エ：特小自火報には、連動型警報機能付感知器そのものが感知・連動警報を担い、受信機等を省略できる方式がある。

総合解説：特小自火報の簡素な構成は、連動型感知器が設備機能を担うことを前提としている。

問題 149 | 共同住宅用等・総合事例判断

無線式の運動型警報機能付感知器を用いて特定小規模施設用自動火災報知設備を設計する場合、特に重要な確認はどれか。

ア．建物の構造等を考慮し、感知器間の無線が確実に届いて施設全体へ火災を報知できることを確認する。

イ．無線の到達確認は不要で、届かない部分があってもよい。

ウ．感知器は互いに連動しないように設定する。

エ．電波が届かない場合は地区音響装置の音量を下げれば解決する。

答え・4肢解説

正答：ア．建物の構造等を考慮し、感知器間の無線が確実に届いて施設全体へ火災を報知できることを確認する。

ア：無線式は壁や構造によって通信が遮られる可能性があるため、受信状況を確認して有効な連動を確保する。

イ：火災報知設備として施設全体に有効に報知できなければならない。

ウ：運動型警報機能付感知器の特徴を失う。

エ：通信不良は音量では解決しない。

総合解説：無線式設備は配線を減らせる一方、通信品質という新たな設計・点検要素が生じる。

問題 150 | 共同住宅用等・総合事例判断

特定共同住宅や小規模施設で通常の自動火災報知設備に代えて別方式の第4類設備を採用する際、最も適切な考え方はどれか。

ア．名称に「住宅用」と付いていれば、どの建物でも無条件に採用できる。

イ．建物の用途・構造・階数・面積等が対象要件に合い、該当省令・告示の技術基準を満たすことを確認して採用する。

ウ．設備費が安ければ法令要件を満たさなくても採用できる。

エ．消防設備士が経験上安全と判断すれば、省令・告示を確認しなくてよい。

答え・4肢解説

正答：イ．建物の用途・構造・階数・面積等が対象要件に合い、該当省令・告示の技術基準を満たすことを確認して採用する。

ア：対象施設は法令で限定される。

イ：共同住宅用・住戸用・特小等はいずれも法令に基づく代替設備であり、対象要件と技術基準への適合が前提。

ウ：法令適合が最優先。

エ：資格者も法令・技術基準に従う必要がある。

総合解説：総合問題では「通常設備→代替可能な制度→対象要件→技術基準」の順で判断する。コストや便宜だけで代替設備を選ばない。